

季刊

労働総研

クォーターリー

1993年冬季号

●バブルと現代資本主義経済の特質

ー日本を中心にー

特集 労働法制「再編」と労働者保護

時代逆行の労働法制改悪批判

労働者保護法制の危機

現下における雇用・失業動向の若干の特徴と労働者保護

今宮 謙二

松井 繁明

西村 直樹

内山 昂

No.9

国際・国内動向

ロシアの資本主義化の現実

ドイツ統一と不況は労働組合を弱めるか

政府を追いつめる看護婦闘争

堀江 則雄

加藤 益雄

堀 幾雄

書評 三富紀敬著『欧米女性のライフサイクルとパートタイム』

桜井 絹江

労働総研クォーター

第9号 (1993年冬季号)



目次

●バブルと現代資本主義経済の特質—日本を中心に—	今宮 謙二	2
--------------------------	-------	---

特集 ● 労働法制「再編」と労働者保護

■時代逆行の労働法制改悪批判	松井 繁明	11
■労働者保護法制の危機	西村 直樹	16
■現下における雇用・失業動向の若干の特徴と労働者保護	内山 昂	21
■〈資料〉「労働基準法研究会報告」「全労連の見解」		26

国際・国内動向

■ロシアの資本主義化の現実	堀江 則雄	35
■ドイツ統一と不況は労働組合を弱めるか —労働者への犠牲と対決するIGメタル—	加藤 益雄	38
■政府を追いつめる看護婦闘争 —「良い医療・良い看護」の国民の期待担って—	堀 幾雄	41

プロジェクト

●労働時間問題研究部会	松尾 邦之	44
-------------	-------	----

討論のひろば ●労働組合の国際活動	塩田庄兵衛	47
-------------------	-------	----

書 評 ●三富紀敬著『欧米女性のライフサイクルとパートタイム』	桜井 絹江	48
---------------------------------	-------	----

新刊紹介 ●角瀬保雄監修、労働総研編『規制緩和問題と経済民主主義』	坂田 晋作／大槻健著『韓国教育事情』	池田 靖子／支払基金の昇格裁判を記録する会編『女性昇格時代』	中村東輝子	51
-----------------------------------	--------------------	--------------------------------	-------	----

●総目次 (No. 5 ~ 8)		54
------------------	--	----

バブルと現代資本主義経済の特質

——日本を中心に——

今宮 謙二

はじめに

1980年代後半、金融自由化・国際化が急速に進むもとで、世界的にも投機活動が広がり、バブル経済が発生した。そのなかで特に日本の異常な地価・株価高騰がきわだっていた。世界的な不動産不況の深まりとともにバブル経済がほころびはじめ、日本の株価も1990年以降暴落しはじめた。それにつれて経済不況も深刻化し、現在、資本主義世界経済は大きな混乱と不安の渦にまきこまれている。その象徴ともいえるべきは、9月中旬に生じたヨーロッパ通貨制度の危機である。イギリス、イタリアの一時的とはいえ、9月16日為替相場メカニズム（ヨーロッパ通貨制度の中核としての組織）からの離脱がそれをあらわしている。

バブル経済は、資本主義経済にどのような意味をもち、80年代後半になぜ発生したのか、それが資本の戦略とどうかかわっていたのか、その破たん過程でバブルにおおきな役割を果たした銀行資本にどのような影響をあたえたか、などの問題を日本を中心に考えてみたい。

1 資本主義経済とバブル

一般的にいつて、資本主義経済と投機活動は密接な関係がある。商品生産・流通・消費の普遍化をあらわす資本主義経済は、同時に資本家

の利潤追求、つまり剰余価値の生産を目指す体制である。そのために資本主義経済には様々な市場が存在する。基本的に労働市場、商品市場とならんで、資本主義的信用組織の発達によって、金融・資本市場も展開してくる。この金融市場は、モノとヒトの需給調節市場とちがって、利子を生み出す資本の市場である。その点モノを買占める商品投機よりも、容易に投機活動ができる市場である。株式、社債市場、短期金融市場、外国為替市場などが、資本主義社会の発達によって投機活動の有力な場所となる。この意味で本来資本主義的生産を推進する信用制度の発達は別の確度からみると二重の危険性をもっている。第一に寄生性を深める投機活動を容易にさせ、第二に寄生階級は生産のことは何も知らないため、生産過程そのものに被害をおよぼす場合があらわれるからである。バブル経済とはまさに投機活動が極端に広がり、生産活動そのものにも影響をあたえるような状況を意味する。

2 バブル経済発生背景

ーレーガノミクスの登場ー

80年代後半、資本主義世界にバブル経済が発生した大きな背景は、レーガノミクスの登場にある。レーガノミクスは、70年代の世界経済の構造的危機（低成長、インフレ、財政赤字、為

替相場不安)を克服するため、それまでのケインズ主義的介入政策を転換し、小さい政府＝民営化路線、自由市場万能論を中心に規制緩和、投資拡大、減税、供給力増加、成長率向上などを目的としたものであるが、同時に新しいハイテク産業を軸とする軍事大国としてのアメリカを構築する政策でもあった。その一環として70年代後半から発展してきた金融自由化・国際化も一揆におしすすめられた。当時のレーガンのスローガンは「強いアメリカ・強いドル」であった。このレーガノミクスに最も忠実だったのが、日本の中曽根内閣であった。このレーガノミクスが転機をむかえたのが1985年である。70年代の矛盾を克服するはずであったレーガノミクスの失敗がはっきりとあらわれてきたからである。つまり経常収支と財政収支の大幅な赤字が続き、その結果アメリカは覇権国家として初めて債務国に転落したからである。一般的にいうと基軸通貨国が経常収支赤字になっても大きな問題ではない。経済収支赤字に見合う外貨流入や資産売却、外貨準備額取りくずしなどで対処できるので、途上国の収支赤字とは基本的にちがっているからである。しかし基軸通貨国とはいえ、70年ぶりに債務国となり、債務額が巨大化してくれば、国際金融面に多くの影響をあたえる。基軸通貨ドルの大暴落の危険性が高まるからである。この対策としてアメリカは84年日米円ドル委員会を開き、日本の市場開放、円国際化の要求をおこない、85年9月の「プラザ戦略」へと発展してくる。バブル経済発生の背景の二つめはこれらのドル安戦略にほかならない。

3 日本におけるバブル経済発生の要因

次にこれらを背景として日本でのバブル経済発生の具体的な要因を指摘しよう。第一に日本が史上最低の公定歩合2.5%を87年2月から89年

5月まで2年間も長期的に継続した点である。日銀は公定歩合引下げを不況対策の1つであると言明している。しかし当時の日銀調査によっても87年には「円高不況」の状況はやや残っていたものの、景気はすでに上向きをはじめていた。その後の数字をみると、86年11月が景気の底であった事実がはっきりとしている。つまり2.5%以前の3%の水準でも国内景気への対策は十分であったはずである。したがって日銀はもう一つの理由としてあげている、国際協力、すなわちアメリカの要求によるものというのが実際の理由である。87年1月からドル相場急落がつづき、1月28日にアメリカはプラザ戦略以降初めてドル買い(5千万ドル)をおこなっている。ドル相場の安定が必要となり、そのため2月23日(発表は20日)に日本は公定歩合を引下げ、同月22日にルーブル合意がおこなわれ、ドル相場は約150円台での安定をねらったのである。ドイツへも公定歩合引下げをアメリカは要求したが、ドイツはそれに応ぜず、同年10月ブラック・マンデーが生じた後の12月によりやく2.5%としたが、それもわずか6カ月続けたのみである。いずれにせよ、アメリカの要求に屈した日本の異常ともいえる長期間続いた低金利が、国内のカネアマリ現象をひき起こし、バブル発生の一つの要因となった。

第二はこのようなカネアマリのなかで、上昇しはじめた株価を背景に大企業が、タダ同然の資金調達を大量におこなった点である。これをエクイティ・ファイナンス(新株発行をとまなう資金調達)といい、大企業中心に86年から89年にかけて約60兆円の資金を集めている。89年だけで26兆円もこの方法で調達しており、その年の全国銀行貸出しが37兆円であるから、いかにこの額が大きいかは明らかである。これらの膨大な資金は、新設設備投資や銀行借入れ金返

済などに使われたが、土地・株式の投機に向かったものも多い。株価が高騰すればするほどエクイティ・ファイナンス方式の資金調達はやさしくなる。

第三の要因は日本の経常収支大幅黒字である。例えば1981年当時の経常収支黒字は47億ドル（1.1兆円）であったが、86年858億ドル（14兆円）、87年870億ドル（12兆円）、88年796億ドル（10兆円）と急激にふえ、80年代後半の日本の経常収支の大幅黒字は、世界のなかでも際立っている。この黒字のほとんどが対アメリカ向け自動車、電気機器などハイテク産業分野で占められ、このドル流入に見合って、国内では輸出関連大企業に円が手許に集まったのである。86年から88年の3年間の合計約36兆円も黒字に見合った円が国内で放出されたこととなる。ちなみに86年から88年にかけて、日本の外貨準備高は計711億ドルもふえている。このような膨大な経常収支黒字がバブル経済促進の要因になった。

第四はバブル経済の要因として、日本の銀行などが、80年代後半アメリカの銀行やユーロ市場から短期借入れを増大させた点があげられる。経常収支の大幅黒字が続き、世界第一の債権国となった日本がなぜ海外から短期資本の借入れをする必要があったのか。それは二つの理由がある。一つは経常収支黒字よりも長期資本赤字（つまり日本の対外投資）が大幅となり、総合収支が赤字となったからである。この点からみると経常収支黒字分も計算上は海外投資（特にアメリカの国債などの購入や不動産投資、企業買占め、工場進出など）にすべて向けられ、国内の円資金余剰の要因にならないとみられる面もある。しかしもう一つの理由に、海外からの短期ドル借入れは、ドル相場暴落のためのリスク回避という面がある。日本の銀行は積極的に短期ドルを借入れ（ドル債務だから、ドルが暴

落すれば優利になる）、為替市場でドル売り円買いをおこない、この部分から余分な円が放出されたのである。例えば日本の銀行の対外資産・負債の増加をみると、86年605億ドル、87年687億ドル、88年451億ドルと81年の53億ドル水準と比べて異常な高水準となっている。86年以降の日本の銀行の短期ドル借入れの異常な高水準もバブル経済を促進した要因といえよう。

4 「円高不況」対策としてのバブル経済

このようなバブル経済は、日本の財界にとってどんな意味をもっていたのだろうか。バブルとは言葉そのものはあふく、あわ、幻想であり、彼らにとっても一時の夢であったのだろうか。バブル経済が破たんし、株価暴落のなかでたしかにバブル経済は多くの国民にとって悪夢であったかもしれない。しかし、財界にとってはけっして「あわ」ではなく、一定の経済戦略にもとづくものであった。85年9月以降の急激な円高傾向は輸出主導型の日本経済へおおきな影響をあたえた。第一に日本の大企業への直接的な影響は、製品価格は上昇したものの輸出売上高減少と企業収益の悪化という形であらわれた。いわゆる「円高不況」である。当時の『通商白書』はこのような「円高不況」に対する企業の対策として、固定費負担の軽減、すなわち人件費抑制、金融費用の削減（借入れ金利の低下、資産の効率運用、自己資本比率上昇など）がどうしても必要であると指摘している。（87年版『通商白書』第二章）現実的に当時自動車産業では残業規制、臨時工の首切りをおこなうなど、輸出関連企業の多くが高齢者対象の首切り対策を実施したりしている。（87年版『経済白書』350ページ参照）第二はドル建資産を大量に保有している金融機関のドル安による為替差損の発生である。例えば生保業界のみをみても、85-87

年度の3年間の為替差損は3兆5千億ドルに達した。

このような「円高不況」に対して日本政府のおこなった対策の第一は87年5月に発表された6兆円におよぶ「緊急経済対策」である。これは建設を中心とした内需拡大による景気の積極的拡大を目的とするものであった。第二は徹底した低金利政策である。これはすでに先にふれた2.5%の実施であり、緊急対策に先立って、その3カ月前におこなわれている。ただし問題は前にも指摘したように、すでに公定歩合は3%と低水準にあり、さらに低める必要が国内景気の面からあったかどうかである。しかし実質的にアメリカの強要があったにせよ、2.5%という低水準の金利を利用して、バブルをつくり出した日本の政府・財界の責任は非常に重い。これらの対策の結果、「円高不況」は急速に克服されてくる。バブル経済は決して自然発生的に生れたものでなく、「円高不況」克服の積極的な手段として、日本政府・財界が利用したのであり、彼らにとっては「あわ」ではなかった。この事実はすでに当時の『経済白書』でもはっきりと認めている。すこし長いが次に引用しておこう。

「(なぜ)このような急激な変化が起きたのであろうか。(「円高不況」の克服ができたこと―注)一つの見方は、緊急経済対策……である。もう一つの見方は、土地、株の大幅な値上がりの影響、いわゆる『資産効果』による。……昨年末の景気上昇の要因として働いたことは事実である……。」(88年版『経済白書』365ページ)

なおこの白書の見方は、この一時的要因だけでなく、企業の円高対策による柔軟な適応力が基本であるとも指摘しているが、「円高不況」克服最大の手段として、バブル経済があった点は否定できない。金融機関の為替差損も株式含み

益によって十分に補てんされたのである。さらに大企業はバブル経済を通じて、資本蓄積を強め、新設設備投資を大幅に伸ばしている。たしかにバブル経済は資本主義の腐巧性・寄生性を高めたのであるが、同時にこれを利用して大企業中心の体質改善をおこなった日本の大企業、大銀行のしたたかさ、適応能力の高さにも注目せねばならない。例えば大銀行の88年度決算をみると、前期比経常利益は25%増、当期利益35%増と過去最高である。この大幅な利益増の原因は有価証券売買益が1兆2千億円と前期比89%も増加したためである。(拙稿『「バブル経済」・金融スキャンダル下での大銀行の経営戦略』『経済』91年10月号参照) またトヨタや松下電器などの総資産も88年3月末と91年末を比べると、4割から5割も増加している。(拙稿「バブル経済と日本資本主義構造の特徴」『科学と思想』92年夏季号参照)

5 バブル破たんと銀行資本

日本におけるバブル経済が異常ともいえるのは、第一に1989年12月末日経平均株価が3万8千円台に達し、全国上場株式時価総額が630兆円となり、当時のGNP400兆円の1.5倍となったことである。誰の目からみても上がりすぎであり、永久なバブルが続かない限り、これが上限とみられても仕方ないといえよう。ただし当時株価は4万円台になるとの予想がジャーナリズムなどでも横行していた。第二は地価暴騰のため、経済企画庁ですらも長期的な経済運営に悪影響になるとの指摘がされるほどになった点である。このようなバブル経済の異常性は財界にとってもいくつかの問題がでてくる。その最大なものは、銀行、大企業などにさまざまなリスク負担が大きくなってきた点である。銀行にとって安易な土地融資が不良債権となり、大企業の安易

な資金調達、一步間違えると膨大な負債に転化する可能性が強まってくるからであり、同時に膨大な設備投資は、企業にとって営業コストの増大につながる恐れがある。株価上昇による銀行資本の含み益依存体質は、日本経済の水ぶくれ現象のもたらしたものであり、すでに90年に日本銀行は、これを日本の「風土病」とよび、日本経済のよろさを指摘していた。

1990年に入ってから株価暴落と地価の低落というバブル経済の破たんは、バブルを積極的におしすすめ、そのなかで多くの利益を得てきた銀行資本にどんな影響をあたえただろうか。92年3月（91年度）決算について都市銀行11行の実態をみてみよう。

第一に銀行本来の業務の利益を示すものである業務純益は1.9兆円であり、前期比31.5%と大幅に上昇している。この業務純益とは、経常収益、すなわち、貸出金、コールローン、有価証券の利息、株式配当金、外国為替売買益、受入手数料などから経常費用（通常の営業コストであり、預金利息や人件費、物件費）と株式に関する損益を差し引いたものであり、その意味で本来の銀行業務から得た利益となるものである。バブル経済の破たんする過程で、この業務純益の大幅増加は、中小企業対象の貸出しや土地融資などの貸出金利息収入の上昇と金利低下による調達コスト低下（預金者への支払利息の低下）、手数料収入の増大などの結果である。この業務純益は、89年度、90年度と続けて前期比減益となっているので、91年度決算での大幅な増益は中小企業や多くの預金者を犠牲にした結果とみられきわめて注目される。第二に経常利益は、1.4兆円であり、前期比13.7%と3期連続して減少している点である。この経常利益は88年度2.7兆円もあったから、この3年間で約5割弱も減少したこととなる。この最大の理由はいうまで

もなく、株価下落にともなう株式評価損にあり、今期は8千億円の計上であり、前期比約7.4倍となっている。いいかえれば株価暴騰で大銀行がいかに膨大な利益をあげていた事実がここに示されている。また経常利益減少のもう一つの理由に大銀行が支配強化のためにユニバーサル・バンクを目指して膨大な設備投資（最新鋭のハイテク設備）をおこない、その費用が上昇していることもあげられる。最近の銀行は装置産業ともいわれ、コンピュータ産業の不況も、大銀行が不況の深まるもと新しい設備投資を控えるようになったのが、原因の一つといわれているほどである。このように経常利益の減少とともに注目されるのは第三に当期利益が10年ぶりに前期比減少した89年度より、いっそう急激に低下している点である。すなわち90年度マイナス19.7%、今期はマイナス26.4%と急速に落ちこんでいる。この当期利益とは経常利益から、1年間に銀行のおこなった動産不動産の売却損益などや法人税などを差引いたもので、いわばこの1年間銀行のおこなったすべての活動の結果としての現実の利益をあらわしたものである。その落ちこみが最近続けて大幅に低下しているのは、大銀行の経営体質そのものが、弱体化している事実の反映であり、それは銀行の投機活動の結果といえるであろう。その意味で第四に指摘されるのは、バブル破たんのなかでも低下しなかった経常収益そのものが、今回前期比5.5%も低下した点である。経常収益は経常利益などの基本、いわば銀行の売上げ高ともいうべきものであり、この売上げ高の減少は今後の銀行の活動に多くの影響をあたえることとなる可能性がある。

以上91年度大銀行決算での特徴をみてきたが、一言でいえばバブル経済の破たんのなかで、大銀行の経営内容の悪化がすすんでいるが、この

悪化の原因は、バブル経済をあと、放漫な経営、投機活動をおこなってきた大銀行の営業活動そのものにあるといつてよい。アメリカの金融危機の内部的要因として、よく次の3点、①急激な無計画な業務拡大、②無能な経営陣、③金融スキャンダル、があげられているが、日本の銀行の場合もこれにあてはまるであろう。

このなかで最も注目されるのは銀行のかかえている不良債権がどのような額になっているかという問題である。バブル経済破たんの中での、不正取引、ニセ預金証書などさまざまな銀行スキャンダルによって、92年1月金融制度調査会の制度問題専門委員会は「金融システムの安定性・信頼性の確保について」の提言を発表し、そのなかで、銀行が公共性、社会的役割を自覚し、何よりも公正性を主とすべきで、今後ディスクロージャー（企業情報開示制度）の一層の推進が必要であり、そのためには不良債権の状態を明らかにすべきだと指摘している。全国銀行協会も、国民の批判を受けて93年3月末には不良債権公開をすべきだと検討をすすめている。しかし問題は、大銀行が果たしてこのような公開を真面目におこなうかどうかにある。すでにディスクロージャー問題は、以前からその必要性が説かれ、一般的に大銀行も否定していない。しかし、すこしも公開の方向へすすんでいないのは、建て前と本音が大きくかけ離れているからであり、大銀行は決してその実態を国民の前に明らかにしたくないからである。もしも現在検討されているディスクロージャーよりも、さらにすすんで実態が明らかになれば大銀行と大企業との癒着、選別融資の実態、外国為替取引をめぐる投機活動の実態、金融労働者への差別賃金など、大銀行の非民主的なゆがみの一端がはっきりするであろう。ただし、大銀行の発表する数字そのものが本当に実態を反映してい

るかどうかの問題もある。大銀行の表面的な数字は、つくりあげられた数字の性格が強い。この面から大蔵省と大銀行の癒着ぶりも問題である。

さて、以上のような問題をかかえているが、当面国民にとって早急に明らかにしてもらいたいことは、いったい大銀行はどのくらい不良債権をかかえ、その実態はどうかという点であろう。4月23日の91年度決算公表のさい、大蔵省は異例な発表をおこない、都銀、長期信銀、信託銀行計21行の不良債権は7－8兆円であり、このなかで回収不能は2－3兆円と明らかにした。その後イギリスの「フィナンシャル・タイムズ」紙（5月16－17日付）は、日本の銀行の91年9月末の不良債権の内容を暴露した記事をのせた。それによると都銀13－18兆円、長期信銀5－7兆円、信託銀行7－9兆円となっている。もっとも少ない方の額を合計しても、約26兆円、最高額では35兆円となる。この数字は金融業界内部でいわれている都市銀行などの不良債権30兆円とほぼ同額である。同紙は大蔵省の過少な数字について批判的なコメントもつけている。5月20日の記者会見で三重野日銀総裁はこの記事を取りあげ、これらの数字を日銀はもっておらず、訂正の要求をしたと述べている。しかし三重野氏は最も重要な銀行の不良債権について、その定義が難しく発表できないといいながらも、株価・地価下落過程で不良債権は増加し、金融機関の資産内容の健全性はやや悪化していると歯切れの悪い発言をしている。大蔵省のいう不良債権とは6カ月以上利払いができないものをさしているが、アメリカでは不良債権問題について、1933年の証券法、34年の証券取引所法によって、元本の返済、利息支払いが90日以上遅れたものは開示するとなっている。現在日本の金融の最高責任者が、不良債権の定

義を困難といい、あいまいな態度をとっているのは無責任どころか任務放棄といってよいであろう。逆にいえば銀行の不良債権の内容と規模が発表できないほど悪化しているともいえるであろう。

また不良債権のなかで注目するのは、91年12月末時点で海外分が、大銀行など（21行）で約5兆円に達するとみられる点である。そのなかでアメリカの不動産融資や、企業買収資金としての不良債権分が約2兆円とみられている。いずれにせよ、不良債権が30兆円近くとみれば都銀など21行の貸出し額（約360兆円）の約8%に相当し、銀行経営危機の最大の原因である。このことから日本の大銀行に対する海外での格付けが低下している。アメリカのムーディーズ・インベスターズ・サービスの格付けをみると、91年3月と92年3月を比較して、あさひ、さくら、東海銀行はダブルA3からA1へとランクが下がっている。ダブルA3までは信用度が高いとされているから、これらの銀行の信用度は並となったわけである。この格下げは海外でのコマーシャル・ペーパー（CP）の発行や譲渡性預金（CD）の取入れなどの際、プレミアムがあがり、資金調達コストが上昇し、海外での営業活動にマイナスとなる。

6 世界経済の現局面 —トリプル危機—

以上のように現在銀行の経営危機はすすんでおり、「フィナンシャル・タイムズ」紙（5月21日付）は、日本の銀行は、第2次大戦以降最もきびしい金融危機に直面し、銀行システムそのものにおおきな影響をあたえていると報じ、問題は資本不足、地価・株価下落など80年代後半のブーム崩壊にともなう不良債権の増大にあると指摘している。この情況はすでにふれたよう

に日本のみでなく、資本主義世界経済にあらわれており、これは70年代の構造的危機を克服するための、自由市場中心のレーガノミクスの完全な破産を意味するものである。自由放任政策のもと情報技術革新と結びつく金融自由化・国際化が国際的投機現象とスキャンダルをひき起こす一方、80年代の誤った政策のもとで資本主義世界経済には構造的矛盾が累積されてきた。例えば主要諸国は膨大な財政赤字、国際収支不均衡、失業者の急増と貧富の格差拡大、絶えざるインフレーションの恐れ、地球環境破壊などの解決できない矛盾をかかえている。そのうえ金融自由化にともなう金融危機の激化がこれにつけ加わる。現在の金融危機の特徴は、銀行の倒産＝再編成の進行とリスクの拡大の危機（信用リスク、市場リスク、すなわち金利変動・有価証券価格・為替相場変動リスクや流動性リスクなど）が結びついている点にある。これらのリスクのなかで国際化の深まった現在、システム・リスクという問題があらためて注目をあびている。これは金融機関の支払い不能が連鎖的に波及するリスクをあらわし、金融機関間に債権・債務がふえ、ユーロ市場などで簡単に投機的取引ができる状況下で大きな問題となっている。これらのリスク拡大は金融自由化のもと、新しい金融商品が次々とあらわれる中で、ますます新リスクを生みだしており、金融危機の深まる要因となっている。BISの自己資本比率規制なども一面では国際業務をおこなう銀行のリスク対策という側面もある。このように資本主義世界経済は、70年代、80年代に累積された構造的危機とそれから生み出された金融危機という二つの危機に、さらに現在経済不況の深刻化というトリプル危機に陥っている。

アメリカの景気回復は以前からいわれているが、その実態は逆に依然として悪く現在3番底

の後退期といわれ、そのなかでとくに個人消費と設備関連投資の停滞が不況を長びかせている。ホームレスの増大（9月商務省発表によると91年の貧困者は3500万人—全人口の14.3%になった。）、社会の混乱が大統領選挙目前のアメリカの実情である。ヨーロッパでもドイツが東ドイツの無理な併合のため財政赤字の急増とインフレの恐れ、貿易収支赤字など停滞を強め、そのほかにイタリア、イギリス経済の悪化が目立ち、9月のヨーロッパ通貨の危機をまねいた。先にふれたように9月16日イギリス政府は1日で2回も公定歩合引上げを発表し、当日深夜にそれを取り消すなど金融史上でもほとんどみられない大混乱が通貨危機の現実をあらわしている。ヨーロッパ為替相場メカニズムから、イギリス、イタリアが離脱し、1979年発足のヨーロッパ通貨制度は最大の危機に直面し、EC統合の前途はかなり暗い面がふえてきている。これらの混乱の基本は各主要諸国の経済不況の深まり、とくに消費停滞、莫大な失業者の存在があるためである。

日本の不況もかなり底が深い。9月22日に経済企画庁の発表した92年4—6月期の国民所得統計では、国民総生産（GNP）の実質成長率は前期比0.3%、年率換算でわずか1.1%と17年ぶりの落ちこみを示した。この原因の第一は個人消費が停滞しているためである。そのあらわれの1つはデパート売上高の減少である。例えば9月の全国百貨店売上高は前年同月比5.6%もマイナスとなり、これは7カ月間連続して落ちこみ、1965年にこの統計を発表してはじめてのことである。もう1つのあらわれは新車販売の極端な不振である。日本自動車販売協会連合会の発表によれば、8月の新車販売は前年同月比16.3%減の28万8千台になった。特に個人消費との関連でみると、全体の6割を占める小型乗

用車が同じく18.6%減と24ヶ月続けて前年実績を下回っている状況である。第二は民間住宅投資も若干向上しているが、低迷を脱しきれていない点である。90年度170万戸もあった住宅建設戸数は91年に130万戸と減少し、92年4—6月期の住宅投資は2.5%増でしかなく依然として上昇傾向に力強さはない。第三は設備投資の低迷である。92年4—6月期の民間設備投資は前期比2.4%減となり、約9カ月連続してマイナスとなっている。このようなことは1976年—77年以降実に15年ぶりのことで、落ちこみ幅は74年7—9月期（3.8%減）以来最大となっている。この設備投資の低迷は、80年代後半のバブル経済による大企業中心の過剰な設備投資の結果であり、とくに電気機械、一般機械の業種で大幅に減少している。今回の経済不況は前回の86年「円高不況」と違って、蓄積メカニズムにもとづく内部要因からくる本格的な過剰生産恐慌とみてよいであろう。

このようなトリプル危機に直面し、特に株価大暴落による銀行危機にさいして、日本政府は、8月28日に「総合経済対策」として、総額で10兆7千億円、うち8兆6千億円は公共投資に向ける内容を発表した。そのほかハイテクなどの設備投資対象に投資減税、中小企業対策もあるが、最も特徴的なのは、金融危機に直面する金融機関の救済対策である。すなわち、株価暴落阻止のため簡易保険、郵便貯金などの公的資金の株式運用拡大、金融機関の不良資産処理のための租税対策、担保不動産の買上げ機関の設置、公共用地の自治体、公団などによる先行取得の諸対策である。この対策によって、その後株価は若干上昇したが、日本政府によるこのような金融機関救済対策には大きな問題がある。自由な投機活動のもと地価高騰の原因となった土地融資をおこない、莫大な利益をあげながら一方

で、その利益もなくなり、ツケがまわってきた時に政府に頼るという銀行の無責任さについてである。先にふれた記者会見で、三重野日銀総裁は、「日本の金融機関は、過去の高収益の間に相当の内部蓄積をしていますし、現在の金融緩和局面で目先増益要因もあります」とはっきりと指摘し、自由競争を口にする日本の財界、銀行資本は、不利な状況に直面すると直ちに政府の保護を求めるのである。国家と独占資本の癒着が、自由化の名目でいっそう深まってきたのが今日の日本資本主義の特質であり、自由市場は大企業の投機活動を合理化し、その失敗から生じた損失は国家が補償する体制となりつつある。

お わ り に

これまで指摘してきたように、80年代は自由市場万能という名目で、金融自由化・国際化のもと、大銀行、大企業の投機活動を活発化させ、資本主義経済の70年代の諸矛盾を克服する1つの試みがおこなわれてきた。それは同時に新しい技術革新、ハイテク産業を軸に国際的にも多国籍企業を中心とする産業再編成過程に即応するものであった。まさに金融自由化による大企業中心の蓄積メカニズムがその役割を果たしてきたともいえる。しかし80年代には、さらに大きな矛盾をつくり出し、それが現実のトリプル危機という形であらわれてきた。このトリプル危機のなかでも、特に金融危機が注目される。投機活動＝バブル経済そのものを直接的に反映し、現在の危機の象徴ともいえるからである。しかし一方で、投機活動をおこなう場合には、自由主義を謳歌し、バブル破たん後は政府を頼るという日本財界の無責任さに国民の批判は高まっている。特に危機の深まるなかで、そのしわ寄せを労働省に転嫁させるという最も安易なやり方に多くの国民は矛盾を感じ、怒りを高めてき

ている。バブル経済のもとで労働者は、過労死になるほど長時間働かされ、職場では非民主的規制の強化がおこなわれたが、バブル破たん後の危機下では労働者の賃金は低下し（8月の全産業の給与総額が9年ぶりに前年比で減少）、首切りというきびしい情勢に直面している。首切りの対象がブルー・カラーとともにホワイト・カラーにも向けられ、自動車、電機産業やソフトウェアなどの成長産業にまでも広がりは始めている。このもとであらためて労働運動の前進が重要な課題となってきている。

トリプル危機のなかで労働運動のなすべきことはたくさんあるが、ここでは次の4点を強調したい。第一は危機のしわ寄せを絶対に労働者に向けないこと。特に合理化、首切りには徹底して闘うこと。第二に投機などおこなう資本に対して民主的規制を内部からおこなうこと。第三に職場での民主主義的権利を勝ちとること。第四に大幅な賃金引上げをおこなうこと、である。特にトリプル危機の打開には賃金引上げが重要なポイントになる。例えば10月4日付日本経済新聞の社説は「景気は個人消費拡大策を求めている」と題し、賃金低下の実態をなげき、来年の春闘で大幅な賃上げがなければ、景気停滞に拍車がかかると指摘している。大量生産型の定着した現代資本主義体制においては、それに見合った大量消費がなければ本来的に存立できない。このような消費拡大の最大の手段は労働者の所得増大、賃上げにほかならない。

民主的な労働運動の前進が、国民的立場からトリプル危機を克服する最大の道であるといえよう。

(中央大学教授)

特集・労働法制「再編」と労働者保護

時代逆行の労働法制改悪批判

松井 繁明

1. 「85・87年法制」の失敗

1985年から87年にかけて労働法制の大幅な改訂がおこなわれた。わずかばかりの雇用における男女の平等と引換えに労基法上の女性保護規定を削減した男女雇用均等法の「改正」、職安法による職業紹介事業の禁止を潜脱する労働者派遣法の制定および労基法のなかの労働時間法制の改訂がそれであった。

この労働時間法制の改訂は、実に偽瞞にみちたものであった。

労基法の本則では週40時間制を規定しながら付則と政令で週46時間（のちに44時間）と「読み替え」、事情にうとい諸外国には週40時間労働制を掲げ、実態は週46時間労働制（1947年の48時間制からわずか2時間の短縮！）を許容したのである。これにたいしては労基法の規範性＝基準設定機能を著しく稀薄化するものとの批判がおこなわれたのも当然であった。

また、このときの労基法改訂は、変形労働時間性の大幅な導入をはじめ、労働時間の弾力化が大きな特徴であった。これも、立法当局からは労働時間の短縮にむすびつくものと説明されたが、所詮は時間外手当支払義務を免除する役割しか果さないとの批判が強かった。

それから5～7年を経たいま、当時の立法によって現出した労働法制——仮に「85・87年法制」と呼ぶとすれば、それは惨憺たる失敗に帰したというほかはない。

派遣労働者についてはかねてから、その身分的不安定が指摘されてきた。バブル景気のなかではそれほどの矛盾を露呈せずに推移したものの、いざ不況期に入れば、「資本の論理」にもとづく派遣労働者の解約・解雇がまっさきにはじまり、その犠牲者にたいする救済の契機すら奪ってしまった労働者派遣法の罪跡があらためて問われなければならない。

鳴り物入りで男女の雇用均等を実現するものとはやされた男女雇用均等法もまた、女性に限定して総合職と一般職の区別を許容したことなどによって、一般職の女性労働者にたいする差別を固定化し、総合職を選んだ女性にたいしても名ばかりの「均等」を与えたにすぎなかった。この間の男女の賃金格差がかえって拡大したことは、なによりもその実態を証するものであった。

そして、92年度末までに実働1800時間を実現するとの公約がされ、それを推進する役割を担わされた労基法・労働時間法制改訂の結果はどうであったか——。

92年9月発表の労基研報告は、「平成3（1991）

特集・労働法制「再編」と労働者保護

年度の我が国の年間総労働時間は2008時間と昭和62（1987）年度の2120時間と比べると大きく減少している」という。何をいうのであろうか。まず、1992年度末までに1800時間にするという公約が実現できないことは確実となった。また、年間28時間というこのままの減少のしかたであって、1800時間までの差の208時間を短縮するのに今からさらに7年後になるということである。しかもこの数字には、ぼう大な数字にのぼると推定されるサービス残業がいっさい含まれていないのである（ちなみに、総務庁統計局「労働力調査年表」によれば1991年度年間総労働時間は男子平均2617時間、女子平均2409時間である）。このなかで、国際的にも異例な長時間過密労働が横行し、過労死が続出する事態をまねいたのである。

「85・87年労働法制」の評価については当時、多少の岐れがあった。しかし、このような冷厳な事実を前にしては、これがものの見事な失敗作であったことに異見をさしはさむ余地はいまや存在しないのではあるまいか。

こうした状況のもとで再び、労働省当局は労働法制の新たな改訂にとりかかろうとしている。具体的には①労働時間法制に関する労基研報告（92・9）、②労働契約関係の労基法改訂をめぐる労基研の論議（「検討の方向」）であるが、さらに女子労働者についての深夜業の制限解除、労働者派遣法の改訂なども策されているものとみられる。

この小論では、これら改訂案の個々の条項についての批判ではなく、それらの根底をなす思想的基盤ないしイデオロギーにたいする総括的批判を展開しようとするものである。

2. 倒錯した労働時間法制への思考

92年9月の労働時間法制に関する労基研報告

の第一のポイントはいうまでもなく、週40時間制への移行にある。本則と付則との乖離という異常事態をすでに5年間も続け、これ以上の持続が不可能となったのであろう。遅きに失したという言葉も恥しくなるような遅さではあるが、また、施行をさらに94年まで延ばすことなどへの批判は十分にありえようが、それ自体は当然のことである。

しかしこの労基研の思考の根底には、おそるべき時代錯誤と現状認識能力の欠如がひそんでいることを指摘しないわけにはいかないのである。

労基研報告はこの週40時間制への移行がまるで「革命的」なものであるかのようにとらえ、これが企業にあたえる否定的影響を過大に配慮し、さまざまな留保条項や引き換え物を与えようとしている。

わが国の長時間労働をうみだす最大の要因の一つである、時間外労働に上限がないことについて労基研報告はいう。

「時間外・休日労働の上限設定を考えるべきだとの意見もあるが（中略）週40時間労働制への移行による所定労働時間の短縮に伴い、少なくとも、しばらくの間は、臨時・緊急のときに行う時間外・休日労働の必要性が増すとも考えられ（中略）慎重な検討が必要である」（傍点引用者）。

しかし国際的には（特にヨーロッパでは）週40時間制などはすでに過去の課題となり、いまは週35時間制への接近が実践されつつあるのが実情である。世界第2位の生産力を誇る日本の産業界が、その産業構造の複雑さを考慮にいれても、わずか週40時間制の導入などによって大打撃をうけるなどという論議は、とうてい国際的に通用するものではない。労基研のこのような姿勢は、子離れのできない親の過保護ぶりと

ならぶものと評する以外はない。

そしてこのような、企業に対する労基研の親馬鹿の姿勢の根底には、みずから提唱した「85・87年法制」の大失敗にたいする、おそろべき鈍感さと無反省が横たわっているものとみるべきであろう。

鳴り物入りの労働時間法制の改訂によって、年間28時間ずつなどという、統計上の誤差の範囲にとどまるような労働時間短縮しかできなかったこと。しかもこの間、過労死が続出し、これが国内での社会問題としてひろがっただけでなく、わが国の異常な国際競争力の源泉として日本の長時間・過密労働が指弾され「カローシ」が国際語になったこと——などについて、労基研を構成する諸氏には、何の反省もないどころか、問題意識さえないらしくみえるのは、驚くべきことである。

こうした時代錯誤と鈍感・無反省ぶりの延長にあるのが、年単位の変形労働時間制の提唱やホワイトカラーの労働保護法からの放逐をはかろうとする、今回の労基研報告の第二のポイントである。

労基研の問題意識は「年単位で休日増を図ることが所定労働時間の短縮のために有効である(る)」(変形労働時間制等)というところに集約されている。それを可能にするために、①年単位の変形労働時間制をあらたに提唱するとともに、②従来の「変形労働時間制等の中には利用が進んでいないものもある(る)」ことを嘆き「活用しやすいように改善策を検討する必要がある」という。

そもそも労働時間法制の根本は、1日単位の労働時間制限を厳格に定め、そのうえに週・月・年単位の制限を積みあげてゆくところにある。労働力という商品が人間の肉体や精神と不可分であり、人間は「寝溜め」「休み溜め」がで

きという共通の属性をもっていることからくる、これは鉄則なのである。「年単位の休日増」から発想すること自体が倒錯しているから、年単位の変形労働時間制などという奇怪なものを考えつく。これは、労働時間の規制をいかに緩和するかを極端に推しすすめたものである。そもそも労働時間規制という概念とは反対物に転じているといつてよいだろう。

さらに労基研報告は、いわゆるホワイトカラーについて、管理・監督者以外にも「自律的に働いている労働者が相当数存在する」という現状認識を示す。このような労働者については現行労働時間法制とは異なる新たな規制のあり方の検討をも提唱しながら、当面は裁量労働制により対応すべきだとし、現行法の規制の緩和を求めている。

報告自体からはそれほどどうかがえないが、関係者らの雑誌座談会などを総合すると、ホワイトカラー問題は、この報告書が最も関心を持ち、力をいれている事項のようである。しかしその関心の持ち様、力のいれかたは、現状とてらすとき、まったく的はずれになっているのが特徴である。

そもそも「自律的に働いている」ようにみえる労働者の実態をどうみるかが問われなければならない。ひとつの類型は、業務自体の性質にはなんら自律性が認められないのに、過大な業務量と締め切り日時のみを指定し、それをいかにこなすかを労働者の「自律」にまかせるものである。ノルマ制や競争心をあおることによって、労働者自身の意識のなかにも「達成」にたいする欲求や満足感をつくりだすことが可能である。金融や営業関係の業務にしばしばみられる。もうひとつは、出版・新聞・放送関係業務や研究職の一部のように、業務自体に創造的契機があって自律性が認められるものである(も

特集・労働法制「再編」と労働者保護

っとも、そのことと労働時間の管理不能性とは必ずしも直結するものではないから、ただちに裁量労働制をとることを合理化するわけではないことに注意)。

前者については論外であるが、後者についても、労働時間法制を緩和すべき理由はない。むしろ、この種の労働では、労働者自身のなかに労働時間を抑制すべき契機¹の失われやすい傾向があるのだから、よりいっそう労働時間規制の厳格化をはからなければならないのである。なぜなら、労働時間法制は（さらには労働基準法制一般も）、労働者自身がその規制を超えた労働を希望するばあい²でさえ、高度の社会的利益をまもる立場から、人間たるに値する労働・生活と両立しえない労働の規制をおこなうものにほかならないからである。「自律」した労働者にたいしては労働時間法制の適用を除外しようなどという思考そのものが、労働の実態にもあわず、労働時間法制の何たるかを理解しないものといわなければならない。

このことを端的に示すのは、社会的問題をひきおこしている過労死の多くが、実はブルーカラーの労働よりもホワイトカラーの労働のなかに多発していることである。労基研の発想が、いかに現実離れしたものであるか、いかに時代の要請に逆行したものであるかはいまや明白である。

3. 労働契約法制にみられる労働行政の責任放棄

労働基準法のなかの労働契約法制についても、労基研のなかで検討が進められていることはかねてから伝えられているが、その一端が「労働契約法制に関する問題点と検討の方向」(以下「検討の方向」という)に示された。

「検討の方向」の扱う事項は多岐にわたり、しかもその結論が必ずしも示されていないものも

多い。しかしその基本的性質は、就業規則による職場支配の強化と労働行政の後退＝資本の自由強化とにあるものとみてとれる。

今日の労働者がおかれた状況のなかで、とりわけ緊急な解決を迫られているのは、ひとつは先にも指摘した、過労死をうみだすような長時間過密労働であり、もうひとつは家庭の崩壊や深刻な教育問題をひきおこす単身赴任など、資本による勝手気ままな人ころがしである。

最高裁判所が1991年11月28日、日立製作所事件で残業拒否を理由とする解雇を有効とする判決をおこなったことは、国の内外に衝撃をあたえ、厳しい批判が集中した。今日の状況のもとで、このような「法解釈」の余地を残さない法改正がいま求められている。小学校6年と1年の子どもをかかえる女性労働者の、大阪から東京への配転を「不利益は予想される範囲」としたチェース・マンハッタン銀行事件大阪地裁判決などについても同様である。

ところが「検討の方向」は、こうした現在の労働状況には目もくれず、就業規則の周知徹底義務の強化とひきかえに、就業規制に職場の強行法規たる地位を獲得させ、労働者支配の武器にしたてあげようとする。周知徹底義務の強化を評価するむきもないではないが、これは現行法の解釈としてもあり得るもの（周知されない法規範に拘束されないのは近代法の常識）であり、ここでは就業規則の強行法規化こそが注目されるべきである。

さらに重視しなければならないのは、「検討の方向」が「就業規則の労働基準監督機関への届出制の廃止」を策していることである。

もともと現行労基法にはさまざまな欠陥があり、くわえて労働行政の甘さがその実効性を阻害してきたのは事実である。しかし、そのなかでも、就業規則等の届出義務を契機にさまざま

な「指導」をおこなうことを通じて、まがりなりにもわが国の労働基準行政は機能してきた。その届出義務を廃止するなら、労働行政はほとんどすべての責任を放棄するに等しい。

ここで持ちだされる「論理」がまたも、「労使自治」である。しかしわが国の使用者が、利潤追求の欲求の前には労働者の過労死も辞さないことは繰り返えし、例証されてきたところである。そして今日の労働組合の最大多数を占める「連合」やそれに準ずる組合が、先進欧米諸国の基準からみれば御用組合にほかならず、これらの「労使自治」にまかせるとは、わが国の労働者を「裸で狼の群」に追いやる以外の何もの

でもないであろう。

こうした労働行政の責任放棄はすでに、時短法のなかに一部とりいれられたものであるが、「検討の方向」はこれを労働基準行政全般に拡大しようとするものである。

ここにみられる労働行政当局の「方向」は、現場責任をもたない政策官庁への転換にあるとみてまちがいないであろう。しかしそれは、まさに「わが亡きあとに洪水はきたれ」、「あとは野となれ山となれ」という、無責任きわまりない「方向」である。労働者と国民がけっして許さないものであることを銘記すべきであろう。

(弁護士)

「資本主義は勝利したか？」に
明快に答える

資本主義は
どう変わるか

工藤 晃 著

1800円

アメリカ経済の衰退、南北問題の激化、多国籍企業・銀行の支配の強まり、バブル経済の崩壊と金融不況など、今日の資本主義の全体像を綿密な調査と分析でとらえ、矛盾に満ちたその変化の方向を明快に示す。

★資本主義の苦悩を観る！

国際金融の歴史

今宮謙二 著

＜新日本新書＞680円

金融自由化・国際化の激波、深まる国際金融不安――今日の焦眉の課題をとらえるための教訓を、一九世紀から現代までの歴史に探る。

定価税込

新日本出版社

〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 ☎03(3423)8402(営) 振替東京3-13681

労働者保護法制の危機

西村 直樹

1. 日経連の言い分の身勝手さ

日本の労働関係の法律およびその制度は、法律を学んだ経験のない私などにも明白であるが、憲法に立脚している。それは第3章「国民の権利及び義務」によってたつ。なかでも第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」にたつて第27条で労働の権利がうたわれたあと、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」との宣言があり、これに基づいて労働基準法がつくられている。第25条を保障するもう一つの大きな担保が第28条「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」である。第25条と27条のあいだには第26条、教育の権利が明記され、基本的人権を保障するかなめとしての教育を受ける権利と、労働条件を維持する保障としての労働組合の権利が同じところに当然の権利として書き込まれている。

これは資本主義の生産関係からは全く当然にそうなるのであるが、資本はそれ自体として社会的力をもっているが、労働力の売り手の労働者は生きていくために労働力を売らないわけには行かず、巨大な資本という力のまえにちっぽけな個人の力では全く太刀打ちできないことは、論理的にも、歴史の事実からも誰にでも自明の

ことがらとされてきたことであり、だから保護が必要であった。

この現実的な根拠はいまも明白であるが、日経連の「ゆとり・豊かさの実現と労働力・雇用問題への対応」という、92年5月20日付で発表された「労働力・雇用問題研究プロジェクト」最終報告書によると、全面的に改められなければならないことにされており、次のように書かれている。

「わが国の労働立法の多くは、労働力供給の豊富な時代の産物であり、かつ、基本的には労働者保護をその基本理念としているといつてよいであろう。

しかしながら、労働力は、今後その供給が極めて制約されようとしており、現行の労働立法の規定が労働力の有効な活用に支障となっている面があることは否定できない。

したがって、新しい時代に即応して、労働者保護を図りながら、労働力を効果的に活用することができるよう、現行の労働立法について必要な見直しを行うことが望まれる。」

労働力は供給が制約されるという認識が問題の一つである。

おそらく特殊合計出生率1.57という90年の統計結果以来のことだと思うが、独占資本の労働力が不足するといううろたえぶりはたいへんなものである。例えばこの数字が出た直後のとこ

ろでは、近ごろの女性は大学などにいって子供を生まなくなったからだなどと女性に毒づいた学者もいたが、この数字が4～500年ほどのうちに日本人がいなくなる数字だということがわかって以来、一貫して女性差別の先頭にたってきたあの日経連までが、やれ託児所をつくれの育児休業を認めろといいだし（91年労問研報告）一気に育児休業法の成立に至ったことは記憶に新しいことである。

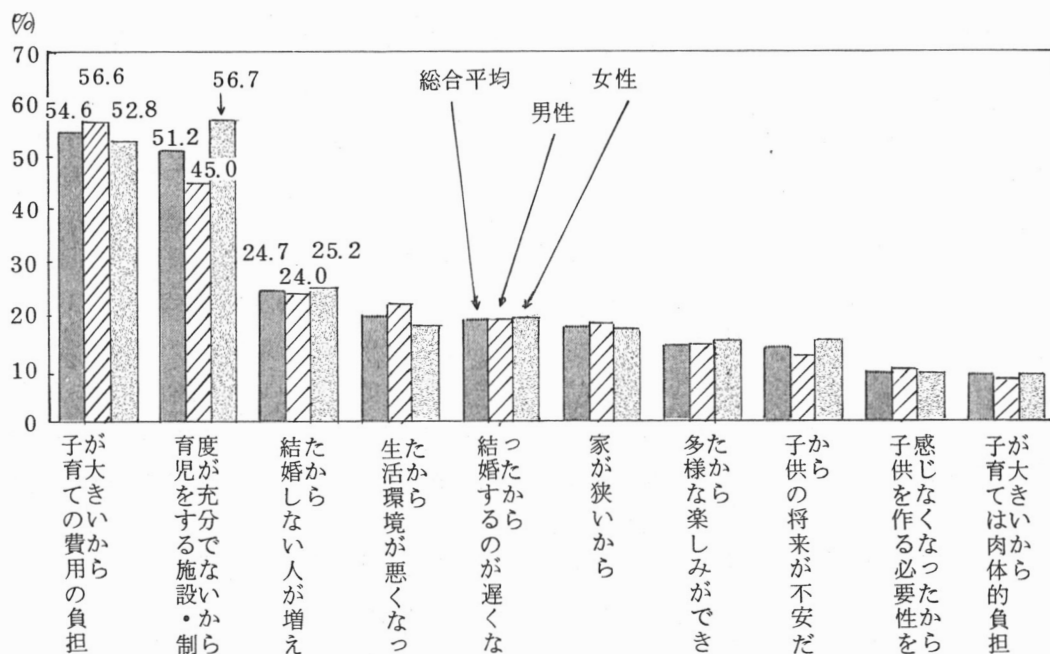
しかし、私はこれには「待った」といいたいのである。

労働総研の実施した『『過重労働』下の労働と生活に関する調査報告』（92年7月全労連発表）をていねいに読んでいくと、男性労働者の基本的な時間賃金が1,276円に過ぎないこと、帰宅するとすぐ寝てしまうものが28%もいること、生活に必要な消費と各種の社会保険掛け金などの非消費支出で賃金のほとんどが使われてしまっていること、ひとり身の収入との関係で見ればそれはなんと賃金の120%という水準に達すること、したがって共働きでなんとかやり繰りするわけだが、それでも男性41.2歳、女性36.9歳の

別表

出生率低下のおもな原因は子育ての費用と施設・制度の不足

「出生率の低下の原因は何だと思いますか。（3つ選択可）」



- (備考) 1. 経済企画庁「平成4年度国民生活選好度調査」により作成。
 2. 対象は全国に居住する20歳以上の男女2,440人。
 3. 比率の高い上位10項目について挙げている。
 4. その以外の項目として「身近に子供の世話をする人がいない（7.0%）」
 「避妊技術が発達したから（5.6%）」「よくわからない（3.3%）」
 「子供が嫌いな人が増えたから（1.6%）」「その他（1.0%）」
 「無回答（0.4%）」がある。

特集・労働法制「再編」と労働者保護

4,500人ほどの労働者の4人に1人は独身という結果がでていた。ひとりひとりに問いつめてはいないが、以上の状況から、結婚できる賃金水準にいたっていないという結論を出すことは決して無理なことではない。特に東京都区部の民営家賃3.3㎡8,000円に住まうことはまず絶対に不可能である。このことは厚生省の7月23日発表の「人口動態社会経済面調査」が9割の女性が子供を欲しがっているながら結婚できないでいるという報告をしている事実と併せて考えるとほぼ正確といってよいことだと思う。11月13日発表の国民生活白書「少子社会の到来、その影響と対応」による別表(17ページ)も、このことを裏づけている。つまり、もっともらしく、労働力供給不足なんていいながら実は日経連は低賃金で結婚もできないところに労働者を追いこんでいるのである。嫁がこないのは農村の青年だけではない。労働者も賃金が安くて結婚できないのである。特に大都市では結婚して住む場所を確保するには賃金は絶対的に低すぎる。ましてや子供を育てる生活費は出てこない。

いま賃金水準だけをみたが、これだけでも日経連の主張の根拠になっている労働力供給不足はかれらの「身から出たさび」といえるのではない。

以上、日経連の主張がいかに身勝手な根拠に立っているかを見た。しかし、その身勝手さにもかかわらず、現実には労働法制の再編が、労働力供給をますます困難にする方向で着々進行しているのである。次にそれを見よう。

2. 女性と高齢者、ホワイトカラーがターゲット

女性が子供を産めないほどの搾取が進行しているとすれば、それは男女ともに賃金が低すぎるからだが、その賃金の男女格差が、先進国ではどこでも縮小していることは、人権や民主主

義が大きな問題になっている今の国際社会の動きからして全く当たり前のことである。それが男性100に対し、80年で女性53.8が88年には50.7になった。こんな国は他にないとしてILOからおしかりを受けているのが日本である。その女性を独占資本の要求にしたがって、男性と同様の長時間残業・休日労働・深夜労働に駆り立てることができるようにしようという提案を聞いたら、いよいよ出生率はへるのではないかと普通の人なら心配するであろう。

しかし、今進行している女性対策はまさしくそれである。6月1日には女性労働者福祉対策基本方針が労働大臣によって告示されたが、言葉だけではわからないようなマジックにみちたものである。「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を実現するためには男女労働者が同一の基盤で働けるようその労働条件の法的枠組みを同じくする必要がある」。労働者の日常用語に直すと、「女性を男性と同様に働かせる法制度にする」ということである。「労働運動」誌11月号の相沢孝子さんの論文によると、「遅くとも94年の通常国会には『母性保護』規定の廃止案が上程される可能性が強ま」っている。

問題はその女性をどのように働かせようとしているか。若い独身時代は男性並みに長時間残業も夜勤もやらせる。結婚もしくは出産で退職した後は再び初任給にも満たない低賃金で次に述べる高齢者とならんで、「フロー型人材」と称して、さまざまな雇用・就業形態で短期・フレキシブル雇用で独占のほしいところにほしいだけの人員を提供しようということになる。

では高齢労働者はどうするか。

10月16日の富士石油袖ヶ浦製油所の爆発事故でなくなった10人の労働者(事故当時の死者9名、後に1名病院で死亡)のうち、9名が下請け労働者であり、そのうち3名が60歳を越える

年輩の労働者であった。この事例に典型的にあらわれている。高齢労働者を3K職場や夜勤専用にフレキシブルに使用し、労働力不足に対処しようというのである。この場合は労働法制を直接いじるのではなく、年金支給開始年齢を65歳にずらすという改悪によって実現しようとしている。変幻自在の手のうち方には感心する。

もうひとつ、ホワイトカラー労働者がねらわれている。

労働基準法研究会は中央労働基準審議会がありながら、法律で労働代表も入ることになっているこの審議会を嫌って労働大臣が勝手につくった機関である。若い学者が顔を揃えている。この研究会で、労働時間法制部会と労働契約法制部会にそれぞれ顔を出している学者2人を含む法律学者4人が「40時間法制への検討課題」と題する座談会を雑誌「ジュリスト」9月15日付と10月1日付でやっている。4人の学者とも、労働者のことや1.53特殊合計出生率のことなどまるで触れずに、ひたすらに労働時間法制のありようが企業経営にとってどうなるかということと真剣に心配して語り合っているのが労働者の目から見るとまったく「この人たちは人間かしら」という感想を禁じえないのであるが、それはさておき、ホワイトカラー労働者について次のように語り合っている。

(1)現行労基法は工場労働者を対象にしてつくられている。しかしいまやホワイトカラーとよばれる層が圧倒的多数を占めている。

(2)そのなかには、専門的・管理的労働者が非常に増えていて、かれらの仕事は「自己の裁量で自律的に業務を遂行する」。それを労働の量で差をつけるやり方できたら残業が増えた。

(3)「どれだけ働いたか…でなく、どれだけ成果をあげたかを評価して支払い額を決める」賃金制度にすべきだ。だから年俸制を真剣に考え

るべきだ。

自律的に働いていたようにみえるが、それは業務量の結果であって、その死亡は過労死であるという認定がでている三井物産の石井淳さんの事件等をこれらの学者はどう考えているのだろうか。

ましてこういう人たちのまとめた研究会報告でホワイトカラーの、みなし労働時間制を検討せよというに及んではなにをかいわんやである。ノルマをどかっと与えて「どこでやってもいいよ、8時間働いたとみなすから」といえば風呂敷残業・フロッピー残業でかたをつけるしなくなることは目に見えている。それは日経連の92年1月「労問研報告」の次のことばにぴたり答えるものである。

「わが国は超繁忙社会といわれるが、そのなかでホワイトカラー部門の立ち遅れや人手のかかる過剰サービスなどもめだつのが実態であり、スリム化の余地はまだある」。

3. 究極の弾力化と人ころがしの自由、 労基法の経営者保護法化

84年8月、労働基準法研究会は1日9時間労働制をうちあげて世間の様子をみた。すぐひっこめたが、これ以来、1日8時間をどう崩すかが一貫してねらわれてきた。そして10月9日の閣議で決定した「労働時間短縮推進計画」のなかで9月末に出された労働基準法研究会報告の線にたった労基法改悪を進めて行くことが確認された。その中心の一つが1年間の変形労働時間制度の検討である。年度がわりや季節の繁閑にあわせて、多忙なときには1日9時間でも10時間でも働かせ、ひまなときには6時間、7時間にして1年を通じて8時間なら、あるいは週40時間なら残業手当も払わなくてよいとするもの。

いまひとつ、一斉休息の原則をすてようとし

特集・労働法制「再編」と労働者保護

ている。同僚の働いているところでオチオチ昼食もとれないばかりか、碁、将棋、おしゃべりタイムももてないカサカサな職場をおしつけようというのだ。

あきらめるほかないが、さらに労働契約法制部会では包括的合意論で就業規則に書き込んで置けば残業拒否もできなければ、配転・出向、経営の思いのままになる仕組み、労組合意を労働基準法に優先させることなどが研究されている。

詳論は「労働運動」11月号が特集をくんでるので略すが、人ころがしの自由化や労使合意優先が、連合が支配するいまの労使関係のなかでは、労働者保護法制を経営者保護法制に変質させるものといってもよいであろう。それをやり遂げるまでは労働委員会にも労働基準審議会

にも全労連などを入れるわけにはいかないであろう。

しかし、それが全労連の手を縛ることができずに後にその強力なしっぺ返しを食うことになることを私たちは約束したいと思う。4人に1人しか労働組合員のいない日本で、やはり、労働条件の最低を規制する労働基準法を抜本的に改正させ、憲法第28条の保障する労働組合の権利を守ってたたかう労働運動が少数とはいえスタートしていることの意味は、独占資本とその忠実な奉仕者である労働基準法研究会の学者や労働官僚にとってどういうものかを知らせる運動を着々と積み重ねて行く決意を表明して小論を閉じる。

(会員・全労連調査政策局員)

学習の友社

東京都港区新橋6-19-23

TEL 03-3436-1806
FAX 03-3434-7301

●定価はいずれも税込

—93年版—

春闘学習・教宣資料集

労働者教育協会編 定価1200円+240

全労連の春闘方針、「白書」を具体的な資料で裏付ける。春闘方針づくりや職場の要求討議に必要な基本的資料を豊富に紹介。

学習の友93春闘別冊

労働者教育協会編 定価360円+240

不況を打開する大幅賃上げ、時短、要員増など93春闘の課題とたたかい方、職場で使える基礎知識を満載。全組合員学習に最適。

全労連編

定価1200円+310

93年国民春闘白書

深まる不況経済の徹底分析をもとに、その国民的打開の方向、93春闘の課題と展望をさししめす。労働総研の全面協力による総力編集。

序 章 93国民春闘はどのような春闘か

第一章 政治・経済動向の分析

第二章 労働者状態の分析——矛盾と要求

第三章 政府・財界、「連合」の政策批判

現下における雇用・失業動向の若干の特徴と労働者保護

内山 昂

はじめに

現在の短期及びすこしく中期の雇用・失業動向とその諸影響を正しく把握するためには、現在日本資本主義が直面している深刻な不況の内容と性格の解明が必要であることはあきらかである。何故ならばそのことによって相対的過剰人口の現われ方、存在形態の質量が規定されるところと考えられるからだ。

関恒義氏は、「それはたんなる『複合不況』というもので片づけられる性格のものでなく、プラザ合意にもとづく構造調整がつくりだした世界同時不況と結びついた構造的なものであるわけです。⁽¹⁾」とされている。勿論景気は循環するであろうが、政府・資本が期待を込めて述べているようにそれが短期に底をうって上調になる、もしくは急速に上げるということは今次不況の性格からして考えられない。「プラザ合意」から92年7月のミュンヘンサミット不調にいたる政治・経済をめぐる一連の流れは以上のことを裏付けているものと言える。以上を前提として現在の雇用・失業にかかわる状況を政府統計等をもとにみてみることにする。

1. 急速に悪化する雇用動向と顕在化しない失業

雇用動向を判断するのに有効求人倍率がよく使われるが、8月は1.02で7月より0.02落ちて

いるし91年の8月の1.38倍に比べると倍率が急速に悪くなっていることがわかる。10月の統計はいまの時点では、明らかになっていないが、実質的な倍率は4年ぶりに1をきり0.9台になっていると判断できる。この数字には新規学卒者は入っていないが、平成5年3月の新規学卒者の採用計画状況は22ページの表(労働省7月調査)のとおりで、高等専門学校の微増をのぞき全体として買い手市場になっていることを示している。

ここで全体の労働力の流れを総理府の労働力調査で見ると、92年7月にはいって微妙な変化がみえてくる。7月の労働力人口は6614万人で92年に入って増加傾向は低下していたが、ついに7月39万人減になった。ところで7月の「非労働力人口」は3646万人、うち「家事従業者」は1560万人で両者ともに前年の減少傾向から増加傾向に転化している。前者は対前月42万人、後者は34万人増加している。ところで「家事などのかたわら仕事」に従事するひとが842万人で対前月で34万人減少している。「休業者」は92年に入って減少傾向にあったが、7月になると対前月で36万人ふえ119万人となった。また「主に仕事」状態にある人は5415万人で42万人減、「就業者」は6480万人で40万人減となっている。「完全失業者」は134万人、率にして2.0%で大きな変化はない。より深く分析することが必要であるが、「15歳以上の人口」の差は6月と7月で2万人しかない

特集・労働法制「再編」と労働者保護

表：新卒採用計画（前年比伸び率）

（単位：％）

区 分	計	事務系	技術(技能)系	販売・サービス系
大学（大学院を含む）	(8.8) ▲ 2.3	(7.2) ▲ 6.7	(9.9) ▲ 3.6	(8.4) ▲ 2.7
短期大学	(12.9) ▲ 4.3	(9.2) ▲ 8.4	(20.6) ▲ 1.7	(12.3) ▲ 0.7
高等専門学校	(21.2) 2.1	※	(20.0) 1.9	※
専修学校	(20.8) ▲ 1.7	(23.4) ▲ 7.9	(18.4) ▲ 3.7	(27.7) 10.6
高等学校	(10.6) ▲ 7.1	(8.3) ▲ 13.5	(10.4) ▲ 7.9	(12.8) ▲ 0.9
中学校	(9.3) ▲ 6.6	※	(9.3) ▲ 6.9	(13.2) ▲ 3.7

（注）1－※は、母数となる採用計画数が微小であるため前年同期比を表示していない。

2－（ ）内は前年調査における状況である。

のだから、「従業者」の対前月76万人の減は「主に仕事」と「家事などのかたわら仕事」の従事者に対する不況による影響（パート、臨時など不安定就業者の首切り「合理化」）によるものであり、そのうち約40万人が「非労働力」化されたものとみられる。

日銀短観によれば、主要企業・全産業の雇用判断（「過剰」―「不足」）をみると、全体では現状1％（前回△7％）と、昭和63年8月以来4年振りに「過剰」超に転化している。内容をみると製造業のなかで大企業、中堅企業に過剰感が強い。統計上、中小零細企業に過剰感は7月段階ではないが、小零細企業では技術労働者を解雇すると再採用が極めて困難となるため、不況期においてもぎりぎりまで労働力を確保しようとする傾向が強いが、その限界は近いと思われる。

2. 全産業的に進む「雇用調整」

次に企業は、今次不況にあたって「雇用調整」をいかに進めようとしているのかについて、労働経済動向調査（平成4年8月）、毎月勤労統計、企業短期経済観測調査（平成4年8月）を

もとに調べることにする。

労働経済動向調査（8月）により雇用調整の実施状況は図1のとおりであるが、一見してわかるとおり、過去の円高不況のときは製造業の40％の独歩高で、サービス業、卸売・小売業、飲食店は14％台を頂点にして低め横ばいの状況にあったことが明らかだが、今次不況では製造業30％、卸売・小売業、飲食店24％、サービス業18％と全産業的に急速に雇用調整が実施されていることに特徴のあることがわかる。これを常用雇用指数・平成2年＝100で7月現在で対前月比、対前年同月比とともに△がたっている産業は次の通りである。鉱業、繊維工業、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、鉄鋼業、非鉄金属金属製品、電気機械器具、輸送用機械器具、電気・ガス・水道・熱供給業、金融・保険業、不動産業で14業種にわたっている。

労働省は「雇用動向に関する緊急ヒアリング」を9月に実施したが、前記と同様の傾向を示している。それによれば業況は一部をのぞき紙・パルプ、鉄鋼、電機、自動車、百貨店、情報などほとんどの業種で悪化。雇用調整については

図1 雇用調整実施事業所割合の推移（実績）

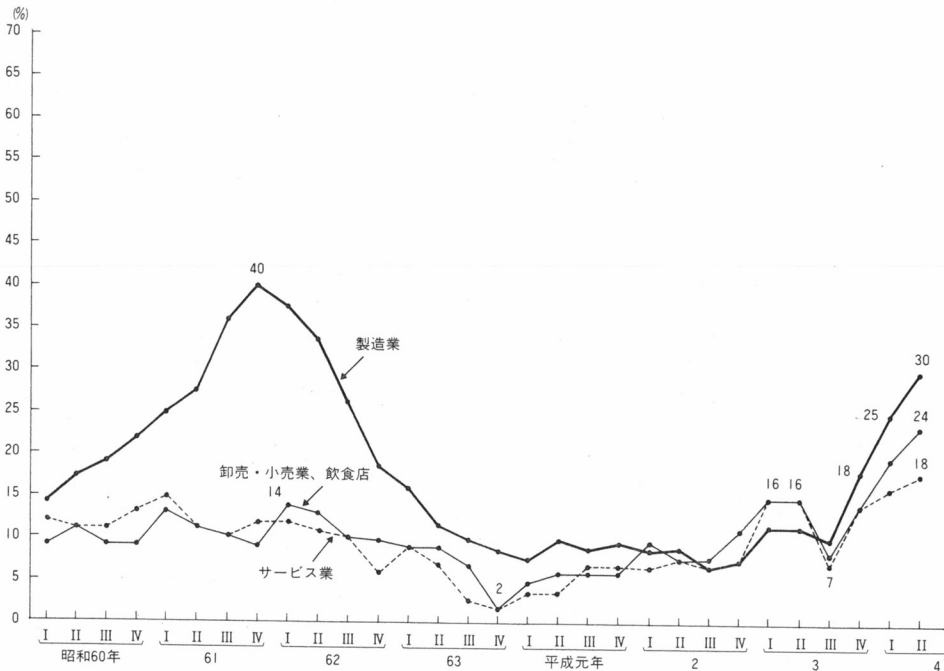


図2 産業界の主な雇用調整

日立製作所 9～10月に月間2日間の一時帰休、対象2200人
日野自動車工業への出向を4月から6カ月、対象60人
来年3月末までにAV部門800人、管理部門70人を削減

日本ビクター 来年3月末までに3000人削減

三洋電機 7年までに2000人削減

沖電気工業 7年3月末までに2000人（子会社含む）削減

TDK 50歳以上の管理職50人を定年まで自宅待機

新日本製鉄 昨年度から3年間で鉄鋼部門の15%（約4000人）を削減

NKK 来年度から3年間で鉄鋼事業部門の管理、現場合合わせ3000人以上削減

日産自動車 今後3年間で4000人削減

日産ディーゼル工業 1年半以内に250人削減

協和埼玉銀行 平成7年度の1万2000人体制計画を見直し1000人程度削減

安田信託銀行 3年間で1000人削減

野村証券 新規採用の40%抑制により5年間で2000人削減

大和証券 当分の間、新規採用60%抑制で年間500人削減

日興証券 新規採用の70%抑制により3年間で1500人削減

山一証券 新規採用の60%強抑制により2年間で1000人削減

特集・労働法制「再編」と労働者保護

紙・パルプ、鉄鋼、電機、自動車、等で操業短縮、配置転換、出向、採用手控えなどを行ない、電機の一部では一時帰休を実施しているとしているが今後雇用調整が一段と強まる可能性を明らかにしている。7～9月の実績・予定では残業規制が機械関連業種の41%等その中心をなしているが、注目すべきは「操業時間・日数の短縮」、「賃金等労働費用の削減」、「下請・外注の削減」の項目で、その計が製造業10%、卸売・小売業、飲食店9%、サービス業11%に達していることは、今後の不況の進行状況によっては下請・外注等の削減等により中小企業の経営に否定的影響を与え、労働者に対しては配置転換、出向、希望退職者の募集・解雇といった手段も辞さないことを含むものといえる。その過剰感を職種別にみると管理職、事務職（22ページの表でもわかるように事務系の減が一番多い）に狙いがあることがわかる。

今回の不況の性格からして独占資本は政府と一体となって国際的規模で構造調整政策を進めようとしている。この場合生産現場の国外への移転と、思い切った「合理化」攻撃を仕掛けてくるであろうが、そのことはまた管理職を含む事務職員の生産現場への出向、配転、首切りなどの「合理化」をも意味する。国際的規模での構造調整政策の一環としての位置にある日本の農業問題についてその問題は多面的であるが、雇用の問題に限定して触れれば、米政策研究会の試算報告によればコメの自由化による雇用の減少は163万人にのぼるといわれている。農業の問題はこの意味でも労働者、国民の課題といえることができる。

3. 労働者の要求とかけはなれた雇用対策

10月1日から雇用保険法に基づく「雇用調整助成金」対象となる業種は12業種になるが、政

府はすでに業種指定の条件を緩和して「一時帰休」など資本のおこなう雇用調整の受皿作りを完了しているので、その指定業種は更に増加するといえる⁽²⁾。一方で見逃してはならないのは、失業者に国の責任において直接仕事を紹介する受皿としての「失業対策事業」の予算は要求段階において既に91年度より1,848百万円減額され13,700百万円しか計上されていない。雇用保険の給付の支給が終了したら失業者に残された道は求人倍率が1を下まわっている職業安定所への求職の申し込みしかない。失業者が就職の最後のよりどころとする新たな「失業対策事業」の確立が関心の課題として必要である。

自民党政府が「総合経済対策」と称して打ち出している不況対策には、「失業を伴わない労働移動の円滑化」が「雇用対策」として計上されているが、実態は企業のおこなうリストラスチャリングに対する援助措置で、労働者の側からみれば、やがて首切りにつながりかねない配転、出向を意味するにすぎない。

「雇用調整」の動きが急になるにつれ各種新聞でもほとんど毎日個別企業の動きを報じている。別掲の一覧（図2）は9月16日の産経新聞に掲載されたものだが、いままで包括的にのべてきたが個別資本の具体的なシナリオが部分的ではあるが把握することができる。全労連第7回大会で発表された『「過重労働」下の労働と生活に関する調査報告』によれば、日本の男性労働者の1時間当り賃金は1,276円という低賃金である。発達した資本主義国の製造業、生産労働者の時間当り労働費用をドル換算で各国別計算したものが報告発表（平成4年版「海外労働白書」）されているが、それによれば日本はイギリスとともにその中のもっとも低いランクに位置している。現在「雇用調整」で各産業とも「残業規制」が実施されているが、1,276円を単純に月額

に換算すると255,200円になる。勿論現実はいかに単純かつ簡単なものでないが、大幅賃金引き上げは勿論全国一律最低賃金制の確立が緊急かつ重要な課題であることは明らかである。

4. 労働者保護法の積極的提起

「日経」9月19日付け社説は「雇用調整と生産性向上の工夫」をせよと述べている。これは明らかに自らの責任に帰すべき不況をテコとした賃金、労働時間、雇用等労働条件の基本部分に対する全面攻撃、春闘に対する先制攻撃と言える。それはこの特集号の論文が明らかにしているように労働法制「再編」過程であるし、労働者保護行政の労働力政策への従属過程の一層の深化を意味している。労働力の吸収・反発を資本の意志の赴くところに従い実現するための法律、制度は労働運動の実態ともあいまってより実効性あるものとなろうとしている。それはときに労働者「保護」、男女「平等」、労働時間「短縮」、雇用「確保」等の名において実行されている。いまこそ、つまり資本が労働力を底なしに買ったたこうとしている現在、広い意味での労働者保護法制、労働力政策の運用面をふくめた実態の全面的把握と分析が必要であり、憲法が労働者、国民に保障する基本的人権をより今日的に発展させ広い意味での労働者保護法制確立の積極的要求提起と闘いが必要となってきた。

5. たたかひの展望

いま全労連は、「不況を打ち破り、大幅賃上げ・時短の実現を」をスローガンに92秋闘版ビクトリーマップを作成し、「経済民主主義」の確立と大資本に対する「民主的規制」の闘争を国民的規模で組織しているが、この闘いの道筋にそってこそ不況を克服し真に豊かな国民生活の実現の展望を切り開くこととなるであろう。

最後になったが、今次不況は、全面的なものだが同時に産業、業種によってその現われかたに違いがある。したがってそれぞれの地域によっても質量に違いが出るので県労連段階、地区段階での闘いの組織が、運動発展の鍵となるであろう。国、県、市町村段階を網羅した闘いと、それぞれの固有の闘いが有機的に結びついてこそ闘いの展望が切り開かれるものと確信するものである。

(注) (1)「労働運動」誌12月号関恒義論文「バブル崩壊後の経済不況と労働組合の役割」54ページより。また「経済」11月号の対談「世界同時不況と日米経済関係」を参考とした。

(2) 労働省の発表によれば、12月1日付の「雇用調整助成金」の対象指定業種は、合計で51業種、対象事業所数は約73000、労働者数は138万8千人となっている。

(常任理事・国公労連顧問)



〈資料1〉

労働基準法研究会報告

1992年9月28日

第1 昭和62年の労働基準法改正とその後の実情

1 昭和62年の労働基準法改正の概要

労働基準法は、昭和62年9月に週40時間労働制の原則を法定することなど労働時間関係の規定を中心に次のような内容の改正が行われ、昭和63年4月に施行された。

(1) 法定労働時間

週40時間労働制の原則を法定しつつ(法第32条第1項)、当分の間、週法定労働時間は命令で定めることとし(法第131条第1項)、当該命令で定める時間は、週40時間労働制に可及的速やかに移行するため、労働者の福祉、労働時間の動向その他の事情を考慮し、段階的に短縮されるように制定、改正されるものとされた(法第131条第2項)。

上記の法改正の内容を受け、「労働基準法第32条第1項の労働時間等に係る暫定措置に関する政令」が昭和62年12月に制定され(昭和62年政令第397号)、当面の法定労働時間を46時間とするとともに、一定の規模・業種については、平成3年3月31日までの3年間、48時間にすえ置くこととされた。

その後、同政令は平成2年12月に改正され、平成3年4月より、当面の法定労働時間を44時間とするとともに、上記の同範囲の規模・業種について、平成5年3月31日までの2年

間、46時間とすることとされた(政令第1条)。

なお、商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業については、1日9時間、1週54時間の労働時間の特例が労働基準法施行規則により認められていたが、昭和56年以来順次廃止され、最後に残った1～4人規模についても平成3年3月31日をもって廃止された。

代わって、昭和62年の労働基準法施行規則改正により1～9人の規模の同業種について、1週48時間の労働時間の特例が設けられた(規則第25条の2)。

(2) 変形労働時間制等

従前から認められていた変形労働時間制の変形の期間が4週間以内であったのを1箇月以内に改めたこと(法第32条の2)、フレックスタイム制の法制化(法第32条の3)、3箇月単位の変形労働時間制及び1週間単位の非定型的変形労働時間制の新設(法第32条の4及び第32条の5)がなされた。

(3) 事業場外労働

それまで労働基準法施行規則で規定されていた所定労働時間労働したものとみなすとの原則を法律に規定するとともに、事業場外で労働する場合で労働時間の算定が難しいときについて、業務を遂行するために通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては通常必要とされる時間労働したものとみなすこととされ、労使協定があると

特集・労働法制「再編」と労働者保護

きは、その協定で定める時間をその仕事をするために通常必要とされる時間とすることとされた(法第38条の2第1項から第3項まで)。

(4) 裁量労働

研究開発の業務など、業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要がある業務について、その業務を処理するために、通常、どの程度の時間労働することが必要となるかについて労使間で協定をした場合には、その協定によって労働時間の算定をすることとされた(法第38条の2第4項及び第5項)。

なお、対象業務については通達により、①新商品又は新技術の研究開発等の業務、②情報処理システムの分析又は設計の業務、③記事の取材又は編集の業務、④デザイナーの業務、⑤プロデューサー又はディレクターの業務が例示されている。

(5) 年次有給休暇

① 最低付与日数を6日から10日に引き上げることとし(法第39条第1項)、規模300人以下の事業場については、平成3年3月31日までは6日ですえ置き、同年4月1日から平成6年3月31日までは8日、平成6年4月1日以降は10日となることとされた(法第133条)。

② 所定労働日数が、通常の労働者と比べて少ない労働者については、通常の労働者の所定労働日数との比率を考慮した日数の年次有給休暇を付与することとされた(法第39条第3項及び規則第24条の3)。

③ 労使協定が締結された場合にはその協定によって年次有給休暇を計画的に付与することができることとされた(法第39条第5項)。

④ 使用者は年次有給休暇の取得に伴う不利益取扱いをしないようにしなければならないこととされた(法第134条)。

2 実情

(1) 総実労働時間

平成3年度の我が国の年間総実労働時間は2,008時間と昭和62年度の2,120時間と比べると大きく減少している。しかしながら欧米主要国と比べると未だ大きな開きがある。

(2) 所定労働時間

平成2年の労働時間総合実態調査(以下「総合実態調査」という。)によれば、週所定労働時間が40時間以下となっている労働者の割合は28.5%、事業場の割合は17.0%となっており、それぞれ昭和61年の労働時間総合実態調査の結果(労働者割合24.0%、事業場割合13.0%)と比べて上昇している。週所定労働時間が40時間以下となっている事業場の割合を事業場規模別に見ると301人以上規模では64.0%であるのに対し、1～9人規模では16.1%となっている。また、業種別に見ると金融広告業では76.5%に達しているが、建設業では4.1%、鉱業では5.2%、運輸交通業では9.8%となっている。

(3) 週休2日制

完全週休2日制の適用労働者割合は「賃金労働時間制度等総合調査」によれば、昭和63年の29.5%から平成3年は45.9%へ上昇した。平成3年の数字を規模別に見ると1,000人以上規模では76.1%であるのに対し、30～99人規模では9.4%となっている。また、業種別に見ると金融・保険業が97.9%であるのに対し、鉱業では16.6%、運輸・通信業では29.4%、建設業では30.4%となっている。

(4) 変形労働時間制等

総合実態調査によれば、1箇月単位の変形

特集・労働法制「再編」と労働者保護

労働時間制の採用事業場割合は3.3%であり、昭和61年の労働時間総合実態調査の結果における4週間単位の変形労働時間制の採用事業場割合(1.6%)と比べて増加している。

「賃金労働時間制度等総合調査」によれば、フレックスタイム制の適用労働者割合は昭和63年の0.9%から平成3年は6.3%へ上昇した。

3箇月単位の変形労働時間制の労使協定の届出件数は昭和63年301件、平成元年361件、2年411件と利用は進んでいない。また、1週間単位の非定型的変形労働時間制の労使協定の届出件数は昭和63年4件、平成元年5件、2年18件とほとんど利用されていない。

(5) 所定外労働時間

所定外労働時間については、毎月勤労統計によれば昭和60年代に入って横ばいかむしろ増加傾向になり、年間180時間台の高水準で推移したが、平成3年度は景気の減速感が広まったことの影響もあって、年間170時間に減少した。平成3年度の所定外労働時間について、事業場規模別に見ると、30～99人規模の事業場では142時間であるのに対し、500人以上の規模の事業場では219時間と大規模事業場での所定外労働時間の長さが目立っている。

また、業種別に見ると、運輸・通信業(265時間)、製造業(210時間)、鉱業(205時間)で長くなっている。

なお、総合実態調査によると法定外労働時間に対する割増賃金率は、労働基準法どおりの25%である事業場が82.1%であり、これに25%未満とする事業場及び法定外労働がない又は割増賃金の定めがないとする事業場を加えると92.4%となり、大部分を占めている。休日労働や深夜労働に対する割増賃金率も概ね同様であり、大部分が25%となっている。

(6) 事業場外労働及び裁量労働

総合実態調査によれば、事業場外労働のみなし労働時間制を採用している事業場の割合は5.6%である。これについて、労使協定を締結して届け出ている数は、昭和63年390件、平成元年1,140件、2年1,541件となっている。

裁量労働のみなし労働時間制に関する労使協定の届出件数は、昭和63年34件、平成元年80件、2年123件と利用が進んでいない。

(7) 年次有給休暇

「賃金労働時間制度等総合調査」によれば年次有給休暇の付与日数は微増傾向であり、平成3年は15.7日となっており、取得日数は昭和50年代後半から横ばいか又は減少の状況にあったが昭和63年から若干の増加に転じ、同年の7.6日に対し、平成3年は8.6日となっている。この結果、平成3年の年次有給休暇の取得率は54.6%となっている。

平成3年の年次有給休暇の付与日数、取得日数、取得率について企業規模別に見ると1,000人以上の規模の企業では、それぞれ17.6日、10.3日、58.3%となっており、30～99人規模の企業では13.6日、6.9日、50.3%となっている。また、業種別に見る(平成2年)と、電気・ガス・熱供給・水道業(付与日数18.8日、取得日数12.6日、取得率67.0%)、鉱業(付与日数15.9日、取得日数10.8日、取得率67.7%)で取得日数が多いが、小売業・飲食店(付与日数14.2日、取得日数5.0日、取得率35.2%)、卸売業(付与日数15.2日、取得日数6.5日、取得率42.6%)、建設業(付与日数15.4日、取得日数6.8日、取得率44.0%)では取得日数が少ない。

第2 今後の労働時間法制の検討の方向

前述のとおり、昭和62年の労働基準法改正以後、日本の労働時間は着実に短縮してきている。

しかしながら、平成3年度の年間総実労働時間は2,008時間であり、欧米の水準と比較してその格差は大きく、今後より一層の労働時間の短縮が必要となっている。

このような労働時間の短縮を推進するためには、完全週休2日制の定着、年次有給休暇の取得の促進、所定外労働の削減等各般の事項について、労使の自主的な努力により促進を図ることが基本である。しかしながら、下記1(1)に述べる労働時間をめぐる政府その他各方面の動向や世界経済の中で重要な一員となるに至ったわが国の国際的な地位からして、公正な労働基準を確立していくことが必要であり、そのために、すでに労働基準法本則に規定された週40時間労働制の早期実現を図るための検討を行うとともに、昭和62年の改正以後の新たな労働時間法制が労働時間短縮のためにより実効あるものとなるよう所要の見直しについて検討を行ってきた。

その結果、今後の労働時間法制の具体的なあり方については以下の方向で検討すべきことを提言する。中でも、週40時間労働制への移行がもとより最大の課題であり、早期に実現すべきものであるが、その他の事項についても、労働時間の動向、労使の意向その他の事情も考慮しながら、可能な事項から速やかに所要の措置が講じられることを期待するものである。

1 法定労働時間

(1) 前回の法改正により、法に週40時間労働制の原則が明記されてからすでに十分な年月を経ており、完全週休2日制の適用労働者割合は45.9%にまで高まってきていること、平成5年3月31日で現行の猶予措置が失効し特例事業場を除き全ての事業場が週44時間労働制になること、本年6月に閣議決定された新しい経済計画「生活大国5か年計画」においても「労働基準法の改正により、早期に週40時

間労働制に移行する」とされていること、本年6月に成立した「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」により環境整備が図られること、欧米主要国においては完全週休2日制が定着していることから、早期に週40時間労働制に移行することが適当と考えられる。具体的には、次期通常国会に改正法案を提出した上で、法の周知期間も考慮して平成6年4月から、以下に述べる猶予措置や特例措置を前提として週40時間労働制に移行することが望ましい。

ただし、労働基準法が刑罰法規であることにかんがみ、週40時間労働制への移行を円滑に進めるためには、労働時間の短縮が遅れている規模・業種については、上記の経済計画で「実態として、計画期間中に大部分の業種において週40時間労働制を実現する」とされた趣旨を踏まえつつ、一定の期限を設けて、週40時間労働制への移行を猶予し、その間、支援措置を講じていくことが適当である。猶予対象事業を労働基準法第8条の区分に従って規定する方式を踏襲するとした場合、各業種ごとの労働時間の実態を十分把握し実情に即したものとする必要がある。なお猶予対象事業の業種の規定のしかたとは別に、将来的には労働基準法における業種区分のありかた自体を再検討することも必要となろう。

- (2) 小規模の商業・サービス業に係る特例措置については、手待時間が長いなどの業務の実態からしても何らかのものはなお必要と考えられる。ただし、法律上の「公衆の不便を避けるため必要なもの」という考え方について将来的には再検討の必要があるが、まず、業種の範囲や労働時間の水準について見直しを行うべきである。
- (3) 農林水産業については労働時間に関する規

特集・労働法制「再編」と労働者保護

定が適用除外となっているが、雇用関係の近代化等により条件整備が図られた分野から順次適用問題について検討していくべきである。

2 変形労働時間制等

- (1) 年単位で休日増を図ることが所定労働時間の短縮のために有効であり、そのためには年単位の労働時間管理をすることができるような制度を普及させる必要がある。

そこで、年単位の休日増による労働時間短縮が可能となるよう週平均40時間を超えないことを要件に最長1年までの変形期間が認められる制度を設けることを検討すべきである。その際、長時間労働が長期にわたって行われることのないよう適正な労働時間の限度を設ける等法令上一定の要件を課することが必要であるほか、例えば季節雇用者等変形期間を通じて雇用されていない者に利用されることのないよう制度化に当たって十分留意する必要がある。なお、制度の利用の促進にも配慮しつつ、例えば、各月ごとの総労働時間を労使協定で決めることとして各日及び各週の労働時間の具体的特定は1カ月ごとに行うようにする等特定の要件を緩和する方向で検討が必要である。

外国の例としては、フランスの1年を平均して週39時間の変形制（1週44時間を上限。労働協約によるときは1週48時間を上限）、アメリカの26週あたり1,040時間、52週あたり2,080時間の変形制（労働協約による。1日12時間、1週間56時間を上限）がある。

- (2) 変形労働時間制等の中には利用が進んでいないものもあり、利用状況等の実態を踏まえた上で、活用しやすいように改善策を検討する必要がある。

3 時間外・休日労働

- (1) 時間外・休日労働については、本来臨時・

緊急のときにのみ行うもので、恒常的に行われるのは好ましいものではない。そこで、時間外・休日労働の上限設定を考えるべきだとの意見があるが、これに対しては、週40時間労働制への移行による所定労働時間の短縮に伴い、少なくとも、しばらくの間は、臨時・緊急のときに行う時間外・休日労働の必要性が増すとも考えられ、我が国の労働慣行の实情にあうような上限設定が可能かどうか定かでない面もあり、慎重な検討が必要である。なお、目安時間制度についてはすでに定着して効果を上げているところであり、その適切な運用を図りつつ、今後法の中に位置づけることを検討する必要もあろう。以上のような次第で、時間外・休日労働については、現段階では、割増賃金率の引上げで対応することを優先的に検討すべきである。

- (2) 恒常的な時間外労働を削減するため、時間外労働の割増賃金率を引き上げる必要がある。ただし、ある程度までは業務の繁忙に対応するためやむを得ない面があり、時間外労働の時間数にかかわらず一律に割増賃金率を引き上げると中小企業にとって過大な負担となること、段階的な割増賃金率にしたほうがかえって無限定な時間外労働への抑制効果があるとも考えられることから、当面は、一定時間を超える時間外労働に対して割増賃金率を引き上げることが考えられる。

段階的割増賃金率の例としては、フランスでは、1週8時間以内なら25%、8時間を超える部分については50%としている。

割増賃金率の具体的水準については、時間外労働抑制効果をあげることを主眼としつつ、その引上げがかえって時間外労働を促進させる効果を持つことにならないように配慮し、企業における実際の運用、諸外国における実

態等を参考にしながら検討すべきである。

- (3) 休日労働については、休日を確実に確保するためには、代償休日制度や代償休日と割増賃金を組み合わせた制度が望ましいとの意見があり、休日労働をできるだけ少なくするという観点から、そのような制度の普及を図りつつ、法制化についても検討することも一つの方向であろう。しかしながら、代償休日の確実な取得を担保できるかどうかなどその法制化には技術的な問題もあるため、当面は、割増賃金率の引上げによって対応することが現実的と考えられる。

その際、休日労働の割増賃金率については、休日労働が労働者に及ぼす負担の重さ等休日の確保の重要性にかんがみ、時間外労働のように段階的な割増賃金率とするのではなく、休日労働全体について、時間外労働の割増賃金等よりもより高い割増賃金率とする方向で、企業における実際の運用、諸外国における実態等を参考にしながら検討すべきである。

ドイツでは日曜・祝日労働は原則として禁止されており、例外的になされた場合については協約上100%~200%の高率の割増賃金率が規定されている。その他、フランス、アメリカなどでも協約上日曜・祝日労働には100%割増賃金率が一般的である。

- (4) なお、割増賃金の算定基礎について、ボーナスについては、法第37条に規定する「通常の労働時間又は労働日の賃金」と見ることに問題があり、また、それを加えることは、算定方法が技術的に困難になることから、現行どおり、算定基礎には加えないことが適当である。

一方、住宅手当については、具体的な住宅事情に応じて支給される実費補償的性格が強く、高額の手当が支給されるケースも増えて

おり、手当を受給していない者との不均衡の問題もあることから、割増賃金の算定基礎から除外すべきである。

4 みなし労働時間制

いわゆるホワイトカラーの中には、管理監督者以外の者でも、業務の遂行について使用者から具体的な指示を受けずに自律的に働いている労働者が相当数存在しており、このような労働者については、一律に労働時間管理を行うことは困難であり、また必ずしも妥当ではない。そこで、このような労働者については、現行の労働時間法制とは異なる新たな規制のありかたを検討すべきだとの意見がある。しかしながら、どのような労働者を対象とするか、どのような規制方法を考えるか早急に結論を得るのは困難であり、今後引き続き検討することとし、当面は既存の法制度の改善により対応すべきである。

そこで、いわゆるホワイトカラーについては、裁量労働制による対応が考えられるが、現在の裁量労働制は対象業務等において厳格な運用がなされており、利用が進んでいないので、法制面、運用面の両面における改善を検討し、裁量労働制の活用を図るべきである。例えば、管理・監督者に準ずる者、専門的な業務を行う者のうち、本社において高度な経営戦略上の問題の企画に携わる者のように労働時間の配分など労働の態様について自律的に決定している者などを対象業務に加えて命令で列挙することとし、列挙業務以外については許可制（許可基準は例えば業務遂行方法の裁量性や休日・休暇の確保及び待遇の問題が考えられるが、具体的には、中央労働基準審議会の意見を聴いた上で決定）とすることが適当であると考えられる。また、労使協定で定める時間は、現在、1日単位のもののみと解されているが、1週単位のものや1月単位のものも認められるようにすべきである。

特集・労働法制「再編」と労働者保護

5 年次有給休暇

- (1) 年次有給休暇の継続勤務要件については、若年労働者の年次有給休暇に対する希望が強いこと、労働力の流動化が進展していること、入社初年度から有給休暇を付与している企業も相当数存在していること等にかんがみると、入社後1年間にわたって年次有給休暇を付与されることがないのは適当ではなく、6か月程度に短縮することが適当である。

ILO第132号条約及びドイツでは6か月勤務、フランスでは1か月勤務が要件となっている。

なお、8割出勤要件については、制度の適正な実施という観点からは不十分ことは適当でなく、維持することが適当と考えられるが、出勤率の算定に当たって、育児休業、介護休業、病気休業等は出勤したものとみなすことを検討すべきである。

また、出稼労働者等雇用形態上継続勤務要件を満たし得ない労働者についても、實際上休暇が付与されるような何らかの方策を考慮することが望ましい。

- (2) 年次有給休暇の取得率の向上のためには、労働者が請求しやすいような環境作りが必要であり、計画的付与制度の普及を強力に推進すべきである。また、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」における労働時間短縮実施体制において、計画的付与制度の積極的活用等により、年次有給休暇の取得を促進するよう啓発に努めるべきである。さらに、年次有給休暇の取得率をより高めるため、今後、使用者が労働者の休暇取得時季の希望を聴取した上で休暇時季を調整するというような措置等についても検討していくべきである。
- (3) 年次有給休暇の付与日数については、労働者規模300人以下の事業場については、平成6

年4月1日に最低付与日数が10日に引き上げられることになることから、当面、付与日数の引上げは適切ではないが、中小企業においては従来から長期勤続者が少ないことに鑑み、現行の10日から1年に1日ずつ増やして11年勤続してようやく20日になるという仕組みについても再検討する必要がある、将来的には、1年に2日ずつ増えることとすることや最低付与日数の引上げが検討される必要がある。

6 その他

- (1) 一斉休憩の原則について、休憩の実をあげるといふ制度を設けた理由が薄れてきたこともあり、労使協定の締結を条件に一斉休憩の原則を緩和すべきである。
- (2) 長時間の休憩時間を設定することにより拘束時間が非常にな長くなるというケースが見られ、休憩時間の上限設定を検討する必要があるが、現在のところ限られた業種に生じている問題であるので、必要な業種について適切な指導を行うべきである。

なお、以上のような労働時間法制の見直しに際し、法の円滑な施行を図る観点から労働基準行政体制の充実に努めることが必要と考える。

労働基準法研究会労働時間法制部会委員名簿

毛利 勝利 専修大学法学部教授

小宮 文人 北海学園大学法学部教授

島田 晴雄 慶応大学経済学部教授

中窪 裕也 千葉大学法経学部助教授

座長 保原喜志夫 北海道大学法学部教授

渡辺 章 筑波大学社会科学系教授

〈資料2〉

労働基準法研究会報告にたいする 全労連の見解

1992年9月28日
全国労働組合総連合

本日、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会は、前回労働基準法「改正」以来の週40時間制への移行をめぐる、かねてから検討していた最終報告書を提出しました。

長時間・過密労働の解消は、労働者のみならずいまやすべての国民にとって切実で緊急を要する課題となっています。ところが報告はこれに全く答えていないばかりか、「過労死」をうみだしている長時間・過密労働の実態を追認・奨励するものであり、私たちが到底うけいられないものとなっています。

1. 週40時間制への移行について

報告は「わが国の国際的地位からして、公正な労働基準を確立していくことが必要」とのべているにもかかわらず、週40時間制への移行を「平成6年4月から」と先送りするだけでなく、業種によってさらに猶予期間をおき労働時間の水準等について特例措置を検討するとしています。週40時間制は既に労働基準法第32条の本則に書かれており、今日まで引き延ばしてきたこと自体が重大な問題であり、さらに先送りのことは断じて許せません。

2. 変形労働時間・みなし労働時間等について

労働時間は毎日の人間の生理と切り離せないものであるにもかかわらず、報告は年単位で労働

時間短縮を考えるという見地を取り、最長1年もの変形労働時間制を認める方向をうちだし、これまでの変形制も利用しやすいように「改善」する方向を出しました。

さらにホワイトカラー労働者に標準をあてて、見なし労働時間の拡大、より利用しやすい方法の検討を行うといい、全体として1日当たり労働時間規制の一層の弾力化を推進しようとしています。

また、昼休みを含む休憩を一斉にする必要は薄れてきているなどといい、労働時間をデジタルに分割し、資本の恣意にゆだね、非人間的な労働時間管理を促進しようとする、かねてからの財界の要求を全面的に受け入れ、大企業による工場・事業所の24時間、365日稼働などをめざす大「合理化」を支援する方向をしめています。

3. 割増し賃金の見直しについて

報告は、残業はやむを得ないときにのみ行われるものだといいつつ、週40時間制にするのだから残業が増えるだろうなどといっています。重要なことは残業時間の上限規制の設定など、ILO第1号条約の条件を満たすべき最低限の努力については全く口をつぐんでいます。その上で割増率の若干の引上げの検討を、というのですが、それも一定時間をこえた場合に割り増し率をあげるというのですから、結果として残業

特集・労働法制「再編」と労働者保護

促進を意図しているといわねばなりません。

4. 全労連の決意

全労連は労働基準法の抜本改正により、日本の労働時間を国際的な常識の水準にすべきであることを強く主張し、要求してきました。何よりも、現実にタダ働きがおこなわれ、過労死が頻発している事実を変えていこうと決意しています。そのために「人間回復署名」を全国的に繰り広げているところです。あわせて私たちは引き続き中央労働基準審議会での審議を重視するとともに、広範な労働者・労働組合とともに労働基準法抜本改正のたたかいを強めて前進する決意です。

以 上

社会保障運動の
本格的発展をどう築くか――

読本 社会保障運動

全国労働組合総連合(全労連)編
1400円＋税 260

高い経済力をもつ日本の各種社会保障が政府自民党によつて次々に破壊されてきた実態から、労働者・国民の権利としてどうそれを通して直し拡充していくかの具体策を、十分な調査と分析をもとに、綿密な財源案を示しながら提示する。

看護婦をふやして!

江尻尚子・杉山一郎・宇和川週著
1200円＋税 260

看護婦自身は何を考へ願っているのか。患者の生命と健康をあずかる大事な仕事ゆえ、責任と誇りをもってやり通したいという切実な叫びをあげる。



定価税込

〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 新日本出版社 ☎03(3423)8402(営) 振替東京3-13681



ロシアの資本主義化の現実

堀江 則雄

ソ連邦崩壊のなか、ロシアのエリツィン政権はこの1年間、価格自由化と国営企業の民営化を柱に急進的な資本主義化政策をすすめてきた。しかし、超インフレのもとで、社会的生産の縮小と国民の消費水準の絶対的低下が進行し、この政策は失敗の様相を見せている。エリツィン政権はこの10月に入って、政権基盤の軸足を軍産複合体に移し、資本主義化政策の手直しを始めたが、国民との矛盾は激化しており、事態はきわめて流動的だ。

ロシアの資本主義化政策は、西側大国、IMF（国際通貨基金）、世界銀行などとの協調で策定され、進められている。91年ロンドン、92年ミュンヘンでの「7プラス1」サミットでの論議、240億ドルの経済支援がそれを示している。

IMF主導の失敗

このIMF主導のロシア資本主義化政策の狙いは次のようなものだった。

①消費財90%、生産財80%の価格自由化、②政府補助金、軍事費などの大幅削減、所得税の累進課税化、消費税（28%）導入による財政赤字の大幅削減、③投融資の大幅抑制、金利の大幅引き上げによる緊縮財政政策、④貿易制限の緩和、⑤中小企業の私有化、民営化、⑥赤字コルホーズの解体と自営農家の創出、⑦国営企業への国家発注の削減。

エリツィン大統領は91年12月、この政策によって「92年秋までに経済の安定化を達成する」と公約したが、経済の崩壊はいつそうすみ、それがまったくの空手形だったことが明白になっている。

この資本主義化政策は、92年1月の消費物資の価格自由化でスタートを切った。1月2日、燃料・エネルギーをのぞく生活必需品、消費物資の公定価格が自由化され、それぞれ5～6倍に急騰した。このため、公式発表の消費者物価指数は1月345%、2月138%、3月130%と超インフレに突入した。92年6月の消費者物価は91年12月比約10倍となっている。91年8月のクーデター失敗時から同年末までに、物価はすでに3～4倍に上昇していたから、13～14倍の超インフレがわずか1年間で進行したことになる。

この間、ルーブルの最高紙幣は91年8月の時点の100から、500、1000となり、92年9月には5000ルーブル札が発行されるにいたっている。ルーブルの価値も急速に下落し、同時期に1ドル約20ルーブルだったのが、1ドル300ルーブルをこえるようになった。

92年5月頃から、この超インフレに抗して大幅賃上げを求める医療、教育、鉄道などの労働者のストが各地に広がった。医療労働者などは10倍の賃上げを要求した。その結果、勤労者の平均賃金は92年上半期に前年同期比8倍に上昇

国際・国内動向

し、コルホーズ員の平均賃金は同じく4.9倍になった。年金の最低水準も大幅に引き上げられた。

しかしこれらの賃金上昇は、同じ期間の物価急騰を大幅に下回っており、実質賃金は92年6月時点で、前年同期比の55%の水準に急落した。いわば、国民の絶対的窮乏化がすすんでおり、国民の3分の2が政府が定める生活困窮ライン以下の生活を余儀なくされているとの統計が、公式に公表されているほどである。

この超インフレの原因はまず第1に、91年までの異常な物不足と過剰流動性下での価格の自由化である。さらに、鉱工業生産企業の資本の97%、生産の83%を支配している国家独占企業による恣意的な独占価格のおしつけである。そして、これを支えているのは巨大な財政赤字と過剰な信用供与だ。財政赤字は増大しつづけており、赤字のほぼ全額を紙幣増刷によって賄っているわけだから、自動的にインフレを加速していくことになる。この構造にはいっさいメスが入っていないのだから、超インフレの加速は今後も避けられそうにない。

失業も増えている。従来の体制のなかでの国営企業のなかの過剰労働力の切り捨てが進行しており、92年2月の世論調査ではモスクワ市民の約50%が失業の不安があると回答している。6月現在の公式統計では、ロシア全土で失業者は7万人台となっているが、隠れた失業者の数は膨大であり、年内には300~400万人の事実上の失業者が出現すると推測されている。

社会制度でも、無料医療、教育、社会保障制度が崩壊しつつある。衛生、療養施設の料金は11倍、保育園、幼稚園の料金が6~7倍、保険サービス料金が6倍とそれぞれ大幅に引き上げられた。これも、財政赤字削減の歳出抑制の一環である。

旧来の体制のもとでの“成果”とも言える食

品の低価格、安い家賃、完全雇用、無料の医療、教育——安い労働力を維持するために最低限の生活を国家が保障していたものであり、文化的な国民福祉の水準とは遠いものだったが——のシステムが今、崩壊しつつある。それに代わる具体的なメカニズムは何もないままで、この崩壊は国民一人一人の生存を脅かしている。

この急進的資本主義化のなかで、生産が急落しているのが特徴的である。92年6月の鉱工業生産は前年同期比13%の減少を示し、投資額も同46%減と戦時を除きロシア史上最大の落ち込みをみせた。設備稼働率も、91年1月の81%が92年に入ると毎月64~67%となっており、鉱工業生産の設備の3分の1が稼働をストップしている異常な状態がつづいている。

92年1~3月期にロシアの食肉生産は25%以上、全乳製品45%もそれぞれ減少し、全体として食糧生産は28%も落ち込んでいる。これは91年1年間の減産幅を数倍上回っている。消費財でも92年1~2月だけで靴類21%、生地11%、テレビ28%、冷蔵庫15%とそれぞれ生産が落ちている。ゴルバチョフ時代末期には、鉱工業生産がマイナス成長になったが、これらの落ち込みはその比ではない急落ぶりである。完全に縮小再生産のプロセスに入っている。

その要因としては、経済メカニズムがほとんど動いていないこと、連邦崩壊による生産関連システムの解体状況に加えて、生産物の高価格維持をねらい多くの独占企業が生産を縮小していることもあげられる。

民営化は私有化

民営化についても、ガイダル首相代行行政権首脳が期待していたようにはすすんでいない。

流通・小売業の民営化が92年年頭からスタートしている。商店、食堂など14万企業のうち年

内に10万企業を従業員買収・競売あるいは株式会社化で民営化する方針が発表されている。6月段階でモスクワでは3千店が民営化に着手したが、完全に民営化された商店はまだ一つもない状況だという。名目上では民営化されたが、事実上市や国が実権を握っている状態の商店がほとんどだという。マフィアの暗躍や官僚層の執拗な抵抗も伝えられ、民営化は事実上「国有財産の私物化」になっているとの批判の声も高まっている。

10月1日からは、この国営企業の民営化の第2段階が始まった。鉱工業分野の企業を株式会社化し、国、地方自治体と従業員、市民が株を分割所有するやり方だ。このため、約1億5千万人の乳児から老人まで全国民に額面1万ルーブル（約4千円）の民営化小切手が発行された。

いわば、全国民の株主化の発想だが、国民は食糧購入などのためこの小切手を売りにだしており、6000ルーブルの値段で売買されているとの報道が伝えられている。マフィアや一部の富裕層がこの小切手を買集めている。企業の窃取を狙っているといわれる。企業のかつての特権層が事実上、民営化される企業の支配人におさまる例がほとんどで、民営化といっても、旧ノメンクラトゥーラの企業私物化となっているようである。

このように、急進的資本主義化は経済の崩壊を推進しただけで、失敗との見方がロシア国内で大勢である。91年に「市場経済導入500日」計画を作成したヤブリンスキー元副首相は、資本主義化支持の立場からだが、この秋に公表した報告書で次のように厳しい批判をしている。

「必要な制度改革（財産権の保護、土地の私有化、倒産手続きの設置、反独占政策、外国投資の誘致など）のほとんどが進展しないなかで、政府は成り行きにまかせる形で事後承認してい

る。政府自身の目的の達成という観点から評価しても、改革の最初の半年間は完全な失敗であった」、「政府の行動は成果をもたらさず、チャンスはどんどん失われ、取返しがつかない。経済安定化は失敗し、経済は超インフレと生産の危機に瀕している。政策には内容がなく、崩壊がすすんでいる」、「病気の診断を間違えて別の病気に効く薬を患者に与えれば、病状はさらに悪化させるだけに終わってしまうだろう。市場経済の制度的整備を急ぎ、マクロ経済の安定化は長期的な目標とするべきだ」

ロシアの労働組合や旧ソ連共産党系の組織などは、統一大衆組織「勤労者ロシア」を結成し、賃上げ、生活擁護、エリツィン政権退陣などを掲げて、デモ、集会の大衆行動を組織し、次第に影響力を広げている。しかし、この組織も明確な危機打開の対案をもっておらず、資本主義化そのものに強固に反対しているわけではない。

エリツィン大統領は10月の最高会議での施政方針演説で「経済政策でマクロ政策を重視しすぎて、人間的なミクロの配慮を欠いた。財政赤字削減政策は失敗した。この課題は今日の条件の下では非現実的といえる」とのべ、IMF主導の資本主義化政策の軌道修正を余儀なくされることを明らかにした。さらに「ロシア独自の生産や科学的潜在力を保持する」と、軍産複合体、国営大企業の旧来の体制への依存を強めることを示唆している。

現在のエリツィン政権の政治危機の成り行きによって、様々なバリエーションが出てくるだろうが、資本主義化の大枠は揺るがないだろう。しかし、この路線は国民との矛盾をいっそう広げ、深くすることは必至であり、経済危機は深まっていくだろう。（92年11月15日記）

（「赤旗」外信部記者）

国際・国内動向

ドイツ統一と不況は労働組合を弱めるか

——労働者への犠牲と対決する IG メタル——

加藤 益雄

IG メタルの影響力を保持するために

350万人強の組合員を擁するドイツ最大の金属産業労働組合 (IG メタル) は先進工業国のなかでもまれな組織力と自信をもった組合である。しかし、ドイツの政財界で東西ドイツ統一への財源と不況対策のためにその犠牲を組織労働者に押しつけようとしているいま、IG メタルはこれまで獲得してきた成果とその影響力を保持するために全力をあげてたたかう必要に迫られている。

IG メタルは、西部ドイツの組合員のために週35時間労働をかちとり (現在の週労働時間は37時間、1993年1時間短縮、1995年には35時間まで短縮)、また、1991年、92年には、インフレを上回る賃金協定を獲得した。東部ドイツの新たに加盟した85万人組合員のためには、1994年4月までに東西間の賃金格差を是正するという協定をかちとるなど、文字どおり先進的にたたかっている。

同労組のこうした歴史的な成功の多くは、工場レベルからの政策決定過程において大きな発言権を労働者に与えているドイツ産業界の現在の法制に根ざしたものであるということができよう。ドイツの17の産業別組合を切り回す政府・財界・労組・連銀という制度的機構のなかで重要な役割を果たしてきた。

しかし、ドイツ統一の経済的負担がますます明らかになるにつれ、ドイツ・コーポラティズムのモデル、とりわけ組織労働者の「特権的」な立場はますます攻撃をうけることになった。連立政権の少数与党、自由主義的保守主義を基調とする自由民主党 (FDP) 率いる評論家たちは、経済が堅実に拡大するなかではこのモデルが役立ってきたかもしれないが、いまそれは船体を軽くするために海中に捨てなければならない投げ荷となっている、とさわぎたてている。再統一という外的なショックが景気後退の脅威によって悪化され、コーポラティズムのシステムは柔軟性の欠如をあらわにしたというのだ。

IG メタルは、今日この時期を組織労働者にとっての守勢の時期とみて、ひきつづき経済運営の中心にみずからの立場を維持することが緊要の課題であると考えている。

労組が5年間の賃金平和協定を提案

10月中旬、ハンブルクで3年に一度の大会をひらいたIG メタルは、今後5年間、組合員の賃金購買力を維持すること以上のことは要求しないという賃金平和協定を政府に提案した。ドイツ統一の財政融資をより堅固な基盤のうえでおこなうための「連帯協定」に関するヘルムート・コール首相 (キリスト教民主同盟=CDU) の新たな提案にたいし組合の側からの提起をおこな

ったものである。IG メタルのこの提案はまた、今後数年間、実質賃金の引き上げを労働組合は求めるべきではないというリヒャルト・フォン・ワイツゼッカー大統領の提言につづくものである。

大会で議長に再選されたフランツ・シュタインキュラー氏は「今後5年間にわたって実質賃金が守られるという協定ができるなら、喜ばしいことだ。それは連帯協定のためのいい土台となるだろう」と語っている。IG メタルの提案は、従来、生活費の上昇プラス生産性向上分を要求してきた組合の側からの、小さいものではあるが意味のある譲歩であり、「連帯協定」に貢献する用意のあることを強調している。

しかし、組合のそうした協定をめざす考えは政府の賛成を得る見込みはほとんどなさそうである。政府は、東部ドイツへの財政融資のために、西部ドイツにおける賃金と福祉の削減を「連帯協定」の目玉にすることをねらっている。これと対照的に、IG メタルは、野党・社会民主党と同様に、増税の方の望んでいる。

シュタインキュラー議長は「今度の増税はもっと公平に、すなわち、社会を構成するすべての勢力がそれぞれの能力に応じて負担をすべきである」と主張している。それが意味するところは、昨年、統一のための増税対象から免れた自営業者と公務員がより大きな負担をすべきだということである。また、東部ドイツに投資しない企業に対するより高い負担の課税に賛成である。1990年以降、労働者は統一のために730億ドイツマルクも貢献しているが、経営者側はわずか170億マルクに過ぎないとしてIG メタルは、この要求を主張している。

賃金・時短協定に政財界から強まる圧力

IG メタルに対して、1994年までに東部ドイツ

の時間賃金を西部ドイツの水準にもっていくという1991年の協定を緩和し、西部ドイツにおける労働時間短縮協定を改定せよという圧力がますます強まる状況が生まれている。

ドイツの経営者側は「東部ドイツの製造工場における労働コストが西部ドイツの2倍近くにもなり、金のかかる投資を躊躇させている。賃金格差是正協定は東部ドイツの労働コストを引き上げることによって、裕福な西部の労働者を競争から保護するだけだ」と言う。連邦政府に支援された多くの経営者は、もし東部ドイツが堅固な経済的基盤を築くつもりなら、また、西部ドイツの産業がひきつづき競争力を保持するつもりなら、賃金・労働条件の協定における根本的な方向転換が不可欠だと主張している。ユルゲン・メールマン経済相（FDP）は、もし組合と経営側とがそうした動きで一致することができないなら、再交渉を可能とする法律を導入したいと語ったことで、協定再交渉に関する議論は一気に燃え上がった。

シュタインキュラー議長は「コール首相は『連帯協定』を提案し、メールマンはそれをサボタージュしている」と言って非難し、賃金格差是正協定は交渉の余地のないものだとして協定棚上げのための議論を拒否した。

シュタインキュラー氏は、東部における問題は賃金水準ではなく、市場性のある製品がつくられていないことだと指摘し、MZ・ツショボ・モーターバイク工場など、労働者が賃金カットを受けた所でも工場は閉鎖されていると言う。

社会主義的賃金で資本主義的価格は払えない

他方、IG メタルの内部から、賃金格差是正協定にたいする反対があるともいわれている。東部のIG メタルの組合員は、賃金引き上げよりも仕事の確保を重視しているので協定には反対し

国際・国内動向

ているということである。また、多くのエコノミストはこの流れが低賃金よりもむしろ失業によって駆り立てられており、賃金格差は正協定はむしろ雇用喪失の一因となっていると言う。

しかし、シュタインキュラー氏は「東部のIGメタルの仲間は社会主義的な価格を支払うことはできないとわれわれに話している」と述べ、賃金格差是正のための協定は東部でも評判がよいと言う。格差是正協定は、ドイツ統一のための財源にたいする態度をはかる物差しであり、それはまた、東部ドイツの人びとの西側への流入を抑えるとともに、かれらに約束されていた速やかな社会的統一を促進することを期待させるものである。同氏は、東から西への流入はなおもつづいている、協定がなければそれはふたたび勢いを増すと主張する。

とはいえ、東部ドイツでのより高い賃金と失業との間に関連があるということは同氏も認めているようである。たとえば、東部ドイツの実質労働コストが、1994年に賃金が名目的に格差是正された後であっても、西部ドイツのそれを20%下回ったままであろうという予測を受け入れている。それは、東部ドイツの労働者は西部ドイツの労働者が享受している多くの追加的給付を受けることはないであろうからである。IGメタルの幹部の一人は東部における1994年の賃金水準をその後数年間は凍結することを組合として提起するかもしれないとしている。

「連帯協定」への政府の期待に暗雲

IGメタルは11月11日の執行委員会で、東部ドイツにおける賃金協定を再交渉し、西部ドイツにおける労働時間短縮に関する諸協定の改定をしようという経営者側からのこれ以上の論議を拒否することを決めた。この決定は旧東ドイツにおける経済回復への援助をめざす政府、経営

者、労働組合間の歴史的な「連帯協定」に影響を落とすものである。

シュタインキュラー議長は「政府・経営者が東部における産業の崩壊・空洞化をほんとうにストップさせたいと望むのなら、賃金抑制についての議論を組合とすべきではない。そうではなくて、経済・金融政策を改革するためにIGメタルと一緒に働くべきである」と語り、「もし、経営者側が現行の賃金・労働時間協定の再交渉を望むのなら、地域の組合支部と交渉をはじめなければならない。しかし、IGメタルは東部ドイツの諸協定の切下げを受入れる用意はない」と強調した。東部の賃金と西部の労働時間に関する経営側の提案を公然と拒否したことは、政府・財界のいうところの「連帯」にたいする組合の抵抗が変わらないことをしめしている。

ドイツに見るように、時代は今日、国際市場においてますます厳しさを増している。IGメタルは世界の兄弟組合を強化することによって、またヨーロッパ内でEC社会憲章を促進することによって組合員の国際競争力を保持しようと努めてきた。シュタインキュラー氏によれば、当面、大きな課題は東ヨーロッパからのチープ・レーバーの流入を抑えることである。この先、ドイツ産業界全体に「分配をめぐるいっそう厳しい対立」の時期が横たわっていると彼は見る。しかし、この闘争にとりくむために十分な体制のとれている組合は多くはない。

(全労連国際局員)

政府を追いつめる看護婦闘争

——「良い医療・良い看護」の国民の期待担って——

堀 幾雄

日本医労連は、日本における医療労働者を設立主体のワクをこえて組織している唯一の産業別全国組織である。現在、国立病院をはじめ自治体病院、大学病院、日赤病院、厚生連(農協)病院をはじめ中小民間病院や診療所の職員も加盟しており、組合員は17万6千人をこえる組織となっている。

日本医労連加盟の病院や診療所で働く医療労働者の中で看護婦は過半数をこえ、組合員の主力部隊として活躍している。

ところが、医療の職場は、“病人が病人を見る”という職場の実態の通り、はげしい労働密度と月の半ばをこえる夜勤の回数の多さ、昼のみならず夜にもびっしりの仕事、夜勤にも休憩時間がとれない労働基準法違反のワースト1位というひどい有様である。

もちろん、医療労働者がだまって黙認していたわけではない。あの闘いの歴史の中で有名な安保闘争の1960年初頭に病院ストをくり広げ、“無賃ゲール(ナイチンゲールをもじったもの)反対”“一生働き続けられる職場に”などの闘いもくり広げてきた。まだ前近代的な色彩の濃い医療の職場も多く、人手不足のなかで仕事を進めなければならないため、病院が既婚の看護婦に妊娠の割りあてをしていた事実も多くあった。こうした事も暴露され、仲間の怒りの中でついに時の厚生大臣の首もふっとぶ闘いも安保闘争

と結合して闘われた。

さらに、1970年代にも、政府・自民党の医療・福祉予算切りすて政策がすすむなか看護婦の労働条件は悪化して、やめる人が後をたたず、それがさらに労働条件を悪化することになり、過労のあまり若い看護婦が過労死したり、夜勤明けの帰宅中に事故死するといった、いたましい事件も相ついだ。

泣きながらの団交で追いつめる

「良い医療・良い看護をしたい」と看護婦の怒りは高まり、増員・夜勤制限の全国ストライキが相つぎ、職場の団交では、夜勤が半月をこえて家庭生活も満足にいとめないという訴えがつづいた。「お母さん、私はお母さんの仕事に、すごく誇りをもっているけど、もう少し夜勤を少なくして、いつもねむいといっているお母さんをやすませて下さい」という小学生の手記には、ママさん看護婦をはじめ組合員は泣き、泣きながらの団交で当局を追いつめていったのである。

この頃、国立病院の組合(全医労)が“夜勤は複数6日以内の実施”の要求を人事院に提訴した。調査の結果、“2・8”の判定がくだった。この結果により闘いは攻勢に転じた。

このことは、政府や自民党が上から医療労働者の待遇を解決してくれるわけがない事を白日

国際・国内動向

に示した。

しかし、国民の熱い支援を受け、健康保険の改悪反対、国民医療充実の課題と結合した運動は大きく前進したものの、60年代の闘いの時も、70年代の闘いの時も、医療経営者や政府も、その先頭に立った労働組合に対して、にくしみを燃やし、組合をなくそうと、さまざまな手段を使って攻撃をかけ始めた。60年代から80年代にかけて全国で50をこえる不当解雇などが生まれ、その撤回反対運動にもとりくまねばならなかった。

1989年の夏に開かれた日本医労連の大会では、医療と看護が危機的状況にあることを明らかにし、「3年を目途に」高らかに看護婦闘争のとりくみの開始を宣言した。第1年度は、患者・国民の支持と連帯の拡大、第2年度は職場・地域からの運動の前進、第3年度は、国の制度・政策の変更をせまるたたかいを重点にすることを決定した。

10・6 銀座デモに都民の熱い支持

第1年度の重点とした社会的、国民的世論の喚起が、看護婦闘争を前進させる大きな力となった。東京の「10・6 銀座デモ」を皮切りに、89秋闘から全国で展開された白衣集会、デモ、県庁包囲行動などには、のべ5万人以上の看護婦が結集し、また日比谷公園の野外音楽堂をいっぱいにした中央集会、看護フォーラム、21年ぶりの看護婦増員ストライキ、看護婦国際シンポジウムの成功などによって国民世論を大きく喚起し、看護婦不足の解消と劣悪な賃金・労働条件の改善が国民の医療・看護の改善にとって不可欠な緊急課題であることを国民的合意にたかめてきた。

マスコミに看護婦の厳しい労働の実態を伝えもらうため、各地の看護婦も大変苦勞した。

夜勤の職場に取材に来てもらうだけでなく家庭まで案内し、男性の記者に共感をよんでもらう工夫もした。記者会見にはお化粧をしていった。

第2年度は、地方自治体の看護対策の拡充を求める都道府県交渉、議会請願などにいっせいにとりくんだ。

請願・意見書採択は、41都道府県と1,500地方議会に達し、各地方自治体の看護婦政策・確保対策・予算の変更をせまるとともに、国会情勢にも大きな影響を与えてきた。

全国で県の看護婦需給計画を見直させるとともに、看護対策予算では新潟、東京、広島、福岡が3倍以上、千葉、長野、長崎なども2倍以上の伸びを勝ちとっている。

また、北海道、秋田、神奈川、石川、大阪、広島、山口などでは看護婦養成学校の増設・定数の増員がはかられた。さらに職場保育所の拡充では、埼玉、千葉、宮城、愛知、福島などで保育所助成の拡充や規制緩和を行わせた。

こうした成果をかちとるためには、全ての会派の議員の理解や自治体の医療担当者の理解がなければ不可能である。いつも白衣で何回も議会やお役所に足をはこび、すっかり有名になった看護婦も多く生まれた。油断をしたら、すぐ保守会派から、ほけた請願になるので注意深く説得を続けた成果である。

さらに、職場の要求闘争は、政府の低医療費政策と医療経営者の強い抵抗のもとで、不十分な到達にとどまったが、この3年間で約2万人に及ぶ増員回答、100病院での夜勤協定の締結を実現してきた。

第3年度の対政府・国会闘争では、実効ある「看護婦確保法」の制定を重点課題に職場と地方、中央を結んだ全国的・波状的な運動を展開した。89秋闘から、春、秋に白衣の座り込みを背景にした政府交渉を実現し、厚生省の「第3

次看護婦需給見通し」の見直し、91、92年度看護対策予算の大幅増額などの措置を講じさせてきた。

また、国民世論を背景に、党派をこえ3分の1を上回る280人の国会議員からの賛同署名、のべ150人以上にのぼる看護婦問題の質問、衆議院厚生委員会の「看護婦等のマンパワー対策の強化に関する決議」の全会派一致の採択などを行わせ、看護婦確保法の土台をつくりあげてきた。

日本医労連本部の担当へも、さまざまな議員からの問い合わせや、資料提供の要望も多く寄せられ、国会質問が厚生省よりにならないように、深刻な看護婦の健康実態、勤務や労働条件、賃金など詳細な資料をわたし、国会での追及に役立つように奮闘した。

また、国会議員の質問も、圧倒的に野党議員が多いものの、白衣の看護婦の話に胸を打ち、自民党議員で質問する人もふえてきた。

国会での質問は、私たち労働者が質問しているかのように鋭くなり、実効ある法律制定へ大きな役割をはたした。また、ある革新政党は積極的に看護婦の職場の実態調査をするなど国会議員の役割を鮮明にし、組合員を大変感動させた。

本当に中味のある看護婦確保法へ

看護婦確保法は、92年春の国会で全会派一致で成立した。確保法は、看護婦の「養成」「勤務条件の改善」「就業の促進」などについて、国が基本指針を策定し、必要な財政上、金融上の措置を講ずるとともに、地方公共団体や病院に必要な努力義務を課すものとなった。

看護婦の労働条件改善に関する初めての法律であり、看護婦闘争の重要な成果といえるものである。また付帯決議で、「週40時間、複数・月8回以内」「ILO 看護職員条約の趣旨の勘案」「看護婦の処遇改善に実効ある診療報酬の検討」な

どがうたわれた。

しかし法律は、具体的な労働条件は「指針」にゆだねられ、あいまいな表現に終始した。

12月下旬に「指針」が発表され、法律は実施されるが、11月10日に行った厚生省交渉でも月8回を「平均」とごまかすなど、少し油断すると、逃げる態度を露骨に示した。

私たち、医療労働組合運動にとっても画期的な法律である確保法を本当に実効あるものにしていくため、さらに職場、地域、中央で奮闘していきたいと思う。

(日本医労連<団体会員>執行委員)



プロジェクト研究部会報告

「労働時間問題」研究部会（第2回報告）

松尾 邦之

部会の構成について

労働時間問題研究部会の構成は前回報告時（本誌第3号・西村執筆）と変更はなく、辻岡、藤本、大場、西村、矢崎、松尾、そして山科、吉田である。会合は92年11月4日までで計22回を数えている。この報告では、前回報告以降の活動のあらましを報告するものである。

部会の活動の三つの柱について

ひととおり各会員の報告がなされたこともあって、91年10月以降の部会活動の第一の柱は労働時間問題出版企画にむけての研究活動におかれることとなった。と同時に第二の柱として全労連をはじめとする階級的労働運動の今後の時間短縮闘争の基礎的条件と展望の解明を企図した、シンポジウム「労働時間の日本的障害—その克服への道」の開催の責任の一端をになう準備的研究活動が行われた。そして第三の柱として目下の重要課題となっている労働時間法制（労働基準法等）の「改正」問題の進展のフォローと分析・検討などの対応をおこなってきたところである。

部会活動のあらましについて

労働時間問題の現状改革とその展望を行う企画として、以下の章だての出版物を刊行することを中心としつつも、第二、第三の柱も組み入れつつ研究・討議を重ねてきている。

①時短の日本的障害（藤本）、②時短闘争の今日的意義（辻岡・大場）、③大企業の勤務（交替制を含む）の問題点／トヨタ・松下・川鉄（予定：酒井・岡）、④中小企業の時短と民主的規制／交通運輸産業・印刷出版産業（松尾および単産活動家）、⑤公務職場での時短と運動（学校五日制を含む）／医療・福祉における実態と問題点・学校その他（未定）、⑥これが労働行政だ（矢崎）、⑦自由時間をめぐる哲学（山科）、⑧女性労働者の労働時間と生活時間（女性労働研究部会）、⑨時短闘争をどうすすめるか（西村）

（括弧内は執筆予定者）

①は前記シンポジウムの準備検討とも重なるものとして三度にわたって報告が行われた。日本的障害を「資本の異常な価値増殖欲」・「特殊な産業構造」・「労働組合の特質」・「労働者意識」・「国の政策」の五視点から総合的に分析検討すべきことを提起した。シンポジウム以降もフランスやドイツの時短やバカンスの歴史的展

開をさらに掘り下げる作業も報告された。たとえば人民戦線がバカンス権の確立に果たした役割やモータリゼーションの週休二日制や余暇の発展とのつながり、社会変革と人民の革命的伝統などであるが、これらについて興味深い視点が提起され討論された。

②については政府および独占資本の時短問題の認識とその取り組みの真の狙いの解明・検討が行われた。86年以降における前川リポートをはじめとする政府関係審議会等の政策の推移および日経連や大独占の労働時間政策の流れを概観したのち、91年11月経済企画庁国民生活審議会総合政策部会基本政策委員会中間報告、92年5月経済審議会「生活大国」部会報告書および日経連「92年労研報告」・92年5月「労働力・雇用問題プロジェクト最終報告」をとりあげて具体的な検討、討論がなされた。政府関係文書においては国民生活のゆとり・個人の尊重・時短の必要性の指摘、つまりは企業社会の弊害を指摘しながらその原因については資本と労働者・消費者を同列におきつつ大企業のジャストインタイムをはじめとする極端な「合理化」や労働者管理に目をつぶり、労働基準法の「弾力化」等の政府の政策の責任を見逃していることなどが指摘された。日経連文書はこれまでの基調と変化はなく、時短賃金「パッケージ」論に立って生産性向上の成果配分であり、「省力化」「合理化」の計画的推進が前提であって労使の話し合い協力によって時短は実現されるとしている。具体的には年間で労働時間の発想の下で、とくにホワイトカラーの「生産性向上」と高齢者・女性の「活用」とを提起している。これらの点は労働時間法制的「改正」の狙いとも軌を一にしており、独占の「合理化」との対決なしには真の時短はありえないこと等が確認された。

③については前回ふれた（本誌3号参照）。

④についてはタクシー労働者およびトラック運輸労働者の労働時間問題の現状と時短問題の展望にかかわって自交総連と運輸一般の運動の到達点と当面する課題について報告討論がなされた。タクシーもトラックも営業免許制度を前提に認可・許可運賃制をとっている。制度の建前においては適正な利潤と安全運転を確保する適正な労働条件の維持を前提とした運賃が行政において認可・許可されることとされており、悪質アウトサイダーは排除されることとなっている。したがって産業および企業レベルの労使関係だけで労働条件が決定されるわけではなく、政府・行政、利用者・荷主、経営者・経営者団体、労働組合・労働者との間での安全・適正な輸送確保を前提とする利害調整とチェックとが予定される構造になっている（この点は民主的規制、産業民主主義の具体的検討の好適な素材でもある）。しかしこの利害調整・チェックのシステム自体不十分であり他の産業の標準的労働者の労働条件水準確保すら前提とされないものであり、またトラックで顕著に見られるように荷主（大独占等）の支配とアウトサイダーの存在とによって形成された「適正な」運賃すら守られない状態にある。その帰結が両産業の超長時間・低賃金そして危険を伴う労働実態である。より根本的には（公共）交通政策における明確な産業の位置づけを与えたうえで上記の社会的規制システムを民主的なものに抜本的に改革するなかで「社会的水準」の労働時間・賃金の保障が展望できること、しかし当面の時短・労働条件の改善をめぐるでは自動車運転者に関する「7号告示」や「時短指針」の順守そして荷主の下請けいじめなどを規制することで最低限度の歯止めをかける労働組合の闘争と世論による包囲が課題となっていること等が討議された。

⑤はまだ討議されていない。

⑥については、労働省の中核は「政策官庁」への脱皮をと称して労働者の権利や労働基準保障の確保を軽視しており、時短についてもマクロの数量的平均的数字を重視して「弾力化」を推進している等の指摘がなされ、また職員には労働監督なき指導行政と改善の進まない中小企業の時短等実態のなかで戸惑いが生じていることなどの問題が論じられた。

⑦については前回ふれた（本誌3号参照）。

⑧については女性労働研究部会の成果を生かしてもらうことになっている。

⑨については部会全体の成果をふまえつつ全労連の時短闘争の到達点と展望を示すものとするところになっている。

9月の労働基準法研究会報告以降、現在労働

時間法の「改正」が当面する大きな課題となっている。この問題については、40時間法制化・残業割増アップ・年休資格期間短縮等若干の改善を含みながらも、変形制の大幅な導入やホワイトカラーを中心に裁量、みなし適用の拡大を企図しており、社会全体に一層の弾力化をもたらし、反生理的な「ゆとり」とはほど遠いものとされかねない「大改悪」といえるものと評価された。しかし一方で改善面をも視野に入れた総体的評価であることを明らかにしつつ、個別の産業・企業・労働者ごとに分断されず広く共同できる改悪反対と要求実現の運動をつくる必要があること、小零細企業の時短実現に向けた現実的な政策のあり方についても討議された。

（早稲田大学講師）

全労連『国際労働情報』（季刊） INTERNATIONAL LABOUR INFORMATION

国際的な労働組合運動の新たな前進が熱望されるなか、国の内外で全労連への期待と関心が高まっています。『国際労働情報』は世界各国の労働者のたたかい、労働組合の動向など貴重な情報を幹部・活動家のみなさんに提供します。

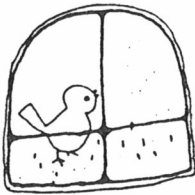
第2号（'92年・秋）

☆日本の労使関係をめぐって：●トヨタ「減量生産システム」の危険―トヨタ世界自動車評議会参加報告（オーストラリア金属機械労組）●イギリス自動車メーカー・ローバー社が学ぶ日本の新芸当☆北米自由貿易協定：全米電機労組の立場●アメリカ社会で労働者が豊かになるために何をやらなければならないか●NAFTA（北米自由貿易協定）は労働者への裏切り☆欧州統合をめぐって：フランス●マーストリヒト条約「ノン」は民主的ヨーロッパへの道（CGT）●欧州統合をめぐるCGTの立場☆寄稿：ドイツ●ドイツの92年春闘―全国統一闘争と産別統一闘争の展開●東西統一と不況は労働組合を弱めるか―労働者犠牲と対決するIGメタル☆特集：職場の女性差別廃止をめざして●アフーマティプ・アクションとは何でしょう？●オーストラリア金属労組のアフーマティプ・アクション政策●オーストラリア労働組合評議会「働く女性の憲章」☆資料：EC社会憲章

購読申込み受付中

12月発行

★B 5判46頁 頒価1部500円（組織内450円）送料を含む。★定期購読申込みの方には創刊号を無料進呈！



討論のひろば

労働組合の国際活動

塩田 庄兵衛

「昔陸軍、今総評」というキャッチフレーズをマスコミが流行させた一時期があったときいても、恐らくいまの若い労働者にはピンとこないだろう。私事で恐縮だが、カップ・ブックスの拙著『労働組合入門』（1961年初版）がベストセラーになった時代があり、いまでも各地の講演会場などで、「私はこの本を読んで労働運動にはいりました」などと話しかけてこられる年輩の方にお目にかかるのと隔世の感にとらわれる。

すでに総評の“黄金時代”から私も、企業別に組織された労働組合の企業主義克服の努力が不足していることや、特定政党支持強制の弊害を深刻に憂慮していたが、日本の経済大国化がすすんだのに反比例して、労働組合の地盤沈下は深刻の度を加えてきた。国際的に共通する現代の特徴だというひともあるだろうが、日本の場合にはそれだけではすまないと思う。

私はしばしばナショナルセンター「連合」のことを、太平洋戦争中の「産業報国会」の現代版だと批判してきたが、この資本に従順で、自民党一党独裁体制に連合する政治活動に熱心な“労働団体”は、前身の「同盟」時代いらい、国際活動にも積極的態度をとってある程度の実績を築きあげてきたことを無視できない。

それはODAなどをつうじて日本の独占資本が経済侵略網を展開している東南アジア地域を中心に、政府の外交政策の一翼として、労働政策の一端を担う活動をすすめてきたことを指す。もっとはっきり言えば、日本独占資本の露払いとして、現地労働運動を「連合」路線でコント

ロールする役割を買って出ているように私の目にはうつる。

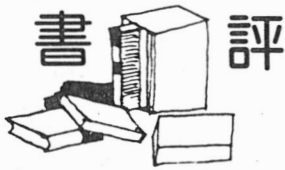
PKO 協力法を看板に、ついに自衛隊がカンボジアに軍事拠点を構築するところまですすんだ現状は、「大東亜共栄圏の夢よふたたび」という危険な野望の新しい段階と考えられるから、日本の労働組合運動の深刻な危機としてとらえる観点があっていいはずだと私は考える。

話は変わるが、私は昨年につづいて今年の8月にも、スイス・ジュネーブの国連人権委員会に、それぞれ20数名の日本の各界代表団の団長として出かけた。主目的は、日本の秘密警察が緒方靖夫日本共産党国際部長の自宅電話を盗聴していた人権と民主主義侵害の“権力犯罪”を国際舞台で暴露し、日本政府を追いつめることであった。この活動そのものはひきつづき成果をあげているが、ここでは省略する。

紹介しておきたいことは、この日本の民主勢力の国連要請団に、全労連副議長をはじめとするたたかう労働者の代表が、それぞれの生の運動経験を体験談に外国文資料を添えて訴えたことであった。代表例は日立残業拒否解雇事件の田中秀幸氏当人の報告活動で、これは地元スイスのテレビ・ニュースでていねいに放映され、ドイツでのラジオ放送用にも録音された。これらの直接の訴えは“経済大国”日本の労働者の職場での無権利状態、長時間過密労働などの“日本的労資関係”の特徴を具体性をもって理解し、KAROSHIということばに実感をもったようだった。

資本がこれほど地球を股（また）にかけて暴れまわっているこんにち、日本の労働組合運動の国際活動にも、ますます工夫の余地がありそうだ。

（理事・都立大学・立命館大学名誉教授）



三富 紀敬著

『欧米女性のライフサイクルとパートタイム』

桜井 絹江

1

『欧米女性のライフサイクルとパートタイム』は、これまで、『フランスの不安定労働政策』（ミネルヴァ書房 1986）をすでに発刊されている著者が、不安定就業についての問題意識を、「不安定就業の国際比較、不安定就業の歴史分析、それに不安定就業と女性という大ぐりにいえば三つの問題に主たる関心を寄せ」、研究を深めて集大成したのが本書である。この三つの問題、すなわち、①国際比較、②歴史分析、③女性視点、がそのまま本書分析の基本的視点となっている。

女性の一生は、学校を卒業したのち就職、数年後結婚し、出産後、育児のために労働市場からしりぞき、子育てにはげみ、中年以降パートタイマーで再就職をするというライフサイクルを描いている。このライフサイクルと密接に関連した、いわゆるM字型雇用は、各国での多少の相違があるにしても、共通するとみられていた。A.ミュルダールとV.クライン共著の『女性の二つの役割』は、「パートタイムは、結婚や出産を契機に労働市場を引退した既婚女性が家事・育児労働の一段落した頃にふたたび賃労働者化するうえで、さまざまな利点をもつ雇用形態である」、「さまざまな利点とは、子供が下校する頃には母親も帰宅することができるなど、家事や育児をひどく犠牲にすることなしに賃労働者化を可能にするというものである」とのパート

タイムの研究は国際的に大きな影響を及ぼしてきた。三富紀敬氏は、この通説に疑問をなげかけ、独自の分析視点での研究で疑問を解明した。

2

本書は、序章－女性のライフサイクルとパートタイムの女性化、第1章－アメリカ、第2章－フランス、第3章－イギリス、終章－欧米女性のパートタイム化と政策提言、の各章で構成されている。

パートタイム発生から今日までを三つに時期区分し、米、仏、英の三カ国について詳細な比較研究をおこなっている。まず、パートタイムが独身男女に担われた第1の時期（第1次世界大戦以前）、次に第2の時期（第1次世界大戦、第2次世界大戦とそれ以降）では、「第1次大戦以降、性役割分担を基礎にもつパートタイム化が端的に現れる。これは、第2次大戦と戦後に大規模化する。パートタイムの既婚女性化は、夫の長い労働時間と家事・育児労働の妻への傾斜とを基盤にする。女性の年齢別労働力率はM字型をとる」。第3の時期を1980年以降として、「パートタイムの自主的な選択が、職業と家庭の双方における男女平等を体現して制度化され、取得の実績を残しつつある。週労働時間の短縮と家事、育児労働への両性の参画とが、その背景にある。労働力率は台形型に転換する」と分析している。

三富紀敬氏は、三カ国の膨大な資料にあたり、研究者の業績に目を通して、パートタイム労働の通説をくつがえした。歴史を追ってみると、既婚女性だけがパートタイム労働を担っていたのではない。また、1980年以降、イギリスを除いた他の国ではM字型から台形型への変化が著しい。フランス、アメリカの公務員は、育児の時期に短時間労働をおこなうパートタイム選択権（フルタイム労働者が一定期間パートタイムで働くことを選択する権利）を獲得し、労働を中断させることなく継続させている。

欧米各国では、戦争による労働力不足を契機として、家庭の主婦をパートタイマーとして、労働市場に吸引する婦人労働力政策が確立する。政府や財界の婦人労働力政策は、性別役割分業がその社会にどのように根強いのか、保育政策が確立され保育の社会化がすすんでいるかによって左右される。家事・育児を女性のみの負担として、その合間をみて働く低賃金・無権利の不安定就業者として女性を労働市場に吸引するのか、保育所をつくり、正規社員との労働条件の差、賃金格差をなくして、女性が自立した労働者として働くことを助ける政策であるかによって、パートタイム労働者の地位、労働条件は大きく異なってくる。

フランスの国家公務員は、70年代にパートタイム選択権を確立した。労働時間が短縮され、時間あたり賃金、昇進・昇格、フレンジベネフィットなど、すべての労働条件において、ほとんどフルタイムと差別がなく、一定期間パートで働いた後にフルタイムの地位にもどれるという。「半日労働権行使」については、適用人員が少ないこと、女性の取得者が多いことなどの問題はあがるが、パートタイム労働はまったく自発的に選択される。

性別役割分業が根強く、保育が私的におこな

われている社会にあっては、既婚婦人は家事・育児のために不安定就業としてのパートにならざるをえず、選択の余地はない。資本蓄積の強化は、つねに性別役割分業による性差別を利用して、既婚婦人の不安定就業を生みだすからである。それに歯どめをかけたのは、労働者階級の要求を基礎とした労働運動、婦人運動であり、その機軸となる概念は男女平等である。

終章では、「パートタイム労働にかんする国際機関・各国政府関係機関の政策提言」(1956～90)が見やすい表に整理されている。日本の政策提言数は他国に比較して格段に少なく、日本政府の財界よりの態度を如実にしめしている。

各国にすでに深く根をおろしている不安定就業としてのパートタイム労働をどのようにして、安定した就業に変えることができるのであろうか。男女労働者の大幅な労働時間の短縮、性別役割分業の廃止、保育の社会化と男性の家事・育児への参加、ライフサイクルによって中断することのない継続した女性の労働、そして男女労働者のパートタイム労働の選択権であることを本書は示している。科学的婦人論に立脚し、男女平等の一貫した視点で世界的規模の分析をおこなった結果あきらかにすることができた、未来への展望であり歴史の前進の方向である。

3

歴史文書、官庁資料、議会報告書など研究された第1次資料は膨大な数にのぼる。その真摯な態度に敬服の他はない。わが国では初めて本格的な世界的規模のパートタイム労働研究である。この労作に対して、これ以上のものを期待するのは無理であるが、可能ならば、欧米三カ国の政府と財界のパートタイマーに関する婦人労働力政策、及びそれに対抗する労働運動と婦人運動について、より詳細な記述がのぞまれる。

著者はスウェーデン他の諸国も視野にいれ、「スウェーデンをとりあげてしかるべき」とのべているが、パートタイム選択権をいち早く確立したスウェーデンについての本格的な研究も期待したい。また、未来への展望はしめされているが、それは直接わが国のパートタイム労働の

展望にはつながらない。他国と比較するとパートタイマーが格別に劣悪な条件におかれている日本について、欧米各国との比較研究も望みたい。

(ミネルヴァ書房・1992年2月刊)

(常任理事・女性労働問題研究会代表運営委員)

バックナンバーの紹介 (各1000円、送料240円)

創刊号 (1991年冬季号)

労働問題研究の今日的課題 戸木田嘉久
てい談 激動する世界と日本経済の動向

第2号 (1991年春季号)

国際政治経済の動向と日本の位置 米田康彦
特集 現代日本の生活と労働者

第3号 (1991年夏季号)

戦費拠出と国民の負担増 安藤 実
特集 女性労働と今日の政策課題

第4号 (1991年秋季号)

東アジア経済と労働問題 大谷 巖
特集 労働時間問題と日本の労働者

第5号 (1992年冬季号)

EC統合と日本経済 佐々木建
特集 高齢者生活保障の現代的課題

第6号 (1992年春季号)

労働時間短縮の日本的障害 藤本 武
特集 規制緩和問題と経済民主主義

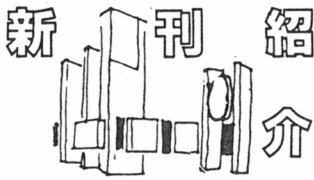
第7号 (1992年夏季号)

アメリカの医療問題 日野秀逸
特集 東京一極集中と労働者・住民生活

第8号 (1992年秋季号)

PKOと国際動向～大国支配強化への「軍事的貢献」 津田達夫
特集 欧米労働運動の現段階

各号、他に〈国際・国内動向〉〈書評〉〈新刊紹介〉他。
バックナンバーの申し込み、および定期購読の申し込みは、巻末ハガキにて、どうぞ。折返し、請求書、振替用紙を同封して送付します。



角瀬保雄監修・労働運動総合研究所編

『規制緩和問題と経済民主主義』

「わが国の労働運動ならびに国民的な経済民主主義をめざす運動に寄与しうることを願う」と、あとがきにもあるように本書は「規制緩和と政策」の学際的な分析にとどまらず、真の経済民主主義をめざす運動論にもふみこんだ、実践の書として示唆に富む内容となっている。

はじめに一臨調行革から日米構造協議へ、第1章 90年代の通産政策と規制緩和、第10章 規制緩和問題と経済民主主義の各章は、規制緩和問題をとらえる今日的視点と歴史的な分析、運動方向を示しており、規制緩和問題の本質を理解し、どう対処すべきかを知るうえで重要な章である。旧ソ連の解体による戦後の世界支配体制の基本的変化、対米従属・大企業本位の古い枠組みにしがみついた政府・財界の動向などを分析し、「規制緩和問題は国内問題に重点がおかれた臨調行革の時代から、国際的な問題へと重点の移動をみせた」と指摘している。

これとの関連で、経済民主主義の位置づけを政治的民主主義、民族的平等とならび自由と民主主義の大きな課題としていることは、アメリカなどの大国の支配する古い国際経済秩序にかわり、すべての国の経済主権の確立、平等・互惠・公正の関係を基礎とした新しい国際経済秩序を築いていくうえでもまた、真の国際貢献のあり方を考えるうえでも重要な視点である。

規制緩和に対する立場について「官僚的規制はない方がいい」が「独占の横暴・ボロもうけ

をチェックする国民の利益になる必要な規制はおこなわなければならない」としていることは、単純な規制緩和反対ではなく、規制緩和が何をもたらすかを広い視野でとらえ、国民的合意をはかるうえで重要な提起である。第10章・第7節で、労働運動と民主的規制の課題が提起されているが、大企業の民主的規制は単に「結果とのたたかい」にとどまらず、「結果の原因とのたたかい」に発展しうる可能性をもっているとし、賃金闘争・時短闘争などの課題について具体的に詳述している。今日、労基法の抜本改正とその厳正な実施が国際的にも国内的にも「公正な競争条件」確立にとって最大の課題となっているもとので、重要な提起である。

バブルの崩壊と結びついた複合不況、不況の国民的打開などについても、金融の自由化、独禁法の強化の章は参考になる。本書はこの他にも、労働市場の問題、産業実態の分析がおこなわれており、労働運動家にとって理論的・実践的な糧となる必読の書である。

(新日本出版社・1992年7月刊)

(坂田晋作・運輸一般〈団体会員〉書記長)

大槻 健著

『韓国教育事情』

最近韓国へ旅する日本人が増えており、身近な友人や高校生が訪れたことをよく聞く。日本が韓国を30数年の長い間植民地支配で民族を抑圧し、日本への強制連行、従軍慰安婦等にあられる重大な罪を犯しながら、未だに侵略の罪を償っていないことが、日本人観光客を受け入れる韓国人の心情にどう表れているのか、私は不安でありながら強く関心を持っていた。

『韓国教育事情』を手にし、著者とともに旅をしながら、隣国韓国の人々の予想以上に厳しい

日本人観に愕然とした。修学旅行の高校生に「ここに来て日本語で喋るのはやめろ！」と怒鳴り冷たい眼を向ける韓国人、公園で著者に日本の責任を問いかけてきた老人。『朝日新聞・東亜日報』共同調査による「日本を嫌いと答えた韓国人は66%、好き5%」の数字が、韓国人の心情を如実に物語っている。因みに同調査で「日本人の61%が韓国を好きでも嫌いでもない」と答えている。この数字は、著者の旅した韓国各地の人々との会話や眼ざしを通して明らかになり、日韓国民の意識のずれとその原因を日本人は深刻にとらえるべきことを指摘している。

日本が犯した植民地暴圧の歴史は韓国の教科書に詳しく記述され、小中高各段階で学習される。本書に中学国史教科書の日本に関する部分があるまま記述されており、改めてその残酷さにことばもない。日本の教科書がいかに真実を隠しているか、その教科書で指導してきた自分もやはり加害者であったことに痛恨の思いを深くした。

著者は、韓国各地を訪れ、街角の子どもの姿、学校のような、授業風景等を描写し、教師の姿を紹介している。また教育の歴史や教育課程、研究運動について記述している。

はげしい受験勉強に追われ、「寝ることが一番楽しい」という子ども、50名を超える過密学級で画一的な一斉授業、管理統制の学校、起ち上がる教師たち……隣国でありながら、韓国の教育に関する書がほとんどない中で、貴重な資料であると同時に、韓国の教育が^{はら}孕んでいる問題を日本の教育に重ね合わせることができる。

韓国では、日本の全教結成とまさに同時期の1989年5月に教育民主化要求のなかで全国教職員組合（全教組）が結成された。本書は、その経過や宣言文等について紹介している。この時、韓国政府は公務員法違反として逮捕・罷免・解

任等を行ったが、約2万人の組合員は今も非法の中で「民族・民主・人間化教育実践のための真の教育運動」を熱烈に展開しつつけている。

私はこの書を日本の教育関係者に必読をすすめるとともに、私たち日本人が日本の犯した歴史を正しく知ることによって隣人を深く理解すること、今また侵略への動きを強めた日本政府を許さないたたかいを大きくすることの重要性を痛感した。

（新日本出版社・1992年8月刊）

（池田靖子・全教〈団体会員〉中央執行委員）

支払基金の昇格裁判を記録する会編 『女性昇格時代』

私達、全国福祉保育労が産別に結集したのは、6年前。その前身である保母の労働組合や、日本社会福祉労働組合が全国に点在してあったのは今から30数年前。^①女だてらにハチマキしめて、保母という聖職なのに金のことを口にするなんて^②といわれながらの京都私保労の結成であった。この『女性昇格時代』を読ませていただき、いまだに感慨深いものが走る。私も京都私保労の結成時に加入して30年、役員になって20年闘いつづけてきたが、この労働組合と共にあった30年、仕事、運動、子育て、そして人間として生きてくる過程の中で、女性であるがゆえのしがらみや苦悩は、いやという程、味わってきた。もうこれ以上前へいけないのではないかと、という思いも幾度もあった。そしてまた今東京へ単身赴任を、しがらみをひきずりつつも決意し上京してきた。人間としての運動への思いと、女性としての病気の老親や思春期真只中の中2の息子を思ういたみをひきずりながらの単身赴任である。

女性は、羽ばたけば、羽ばたくほど、この世の中、女性であるがゆえの手かけ足かせをたく

さん感じる。そんな世の中で、その名のとおり大輪の花を咲かせた彼女たち、各地に散らばっている困難を克服し、18人の原告のみならず、第2組合の142名の女性の差別を是正するという画期的な勝利を闘いとられたこと、彼女たちとその御家族、共にあゆまれた13年の人生を思うと、よくぞ勝利されたことと、心からの拍手をおくるものである。

現在、全国福祉保育労は、全国的にもまだまだ前近代的な福祉保育施設経営も地方に多く存在し、大前提の国の最低基準のもと、賃金について未だ10数年働いても、10万そこそこの低賃金状況で働く福祉労働者の実状がある。結婚して、子どもを産んで、夫婦共働きでやっていこうとすると、生活保護をうけないとやっていけない程、生活できる賃金でないわけである。公務員労働者が、“このピラの賃金表は真実か”と腫を返される程の賃金水準なのである。

この世の中で、共に生きて、闘いとられた彼女たちの快挙は、胸のすくおもいでもある。私達も今、政府・厚生省を相手どって、私達の賃金、労働条件の根っ子は“国の最低基準にある”と交渉権をせまる闘いの第1歩をふみだしている。去る10月28日から30日の福祉人材確保法の真の実効性ある基本指針の策定をせまる闘いは、全国からのべ700人の仲間が参加して座りこみ、大成功であった。闘いはこれからである。今後共、連帯して、真に働く人が幸せに暮せる世の中にするため、生活できる賃金を闘いとるため、がんばり合いたいと思う。

最後に、この資本主義の世の中で、勝利の先頭にたたれた方々はもちろん、共に闘われた職場の仲間や、労働組合の仲間達に大きな拍手をおくりたいと思う。特に同じ働く女性同士、子育て、家庭、しがらみ、人生まるごと闘いぬいてこられた方々に敬意を表すものである。

あきらめずに、ねばり強く闘いきる、ふんばりきることが、この世の中を変えていくのだと思う。今後とも、どうぞよろしく、そして共にがんばろう。

(大月書店・1992年10月刊)

(中村東輝子・福祉保育労〈団体会員〉委員長)



第5号～第8号・総目次

第5号 (1992年冬季号)

- EC 統合と日本経済 佐々木 建
- 特集 ● 高齢者生活保障の現代的課題
- 高齢者生活保障の今日的課題 江口 英一
 - 高齢期生活の現実
— 忘れられた高齢期の貧困 — 唐鎌 直義
 - 高齢者の地域ケア・システム形成の責任と課題 石倉 康次
 - 医療の「合理化」と「営利化」をめぐる動き
— 5つの病院から追い出されたAさんの例から — 朝日 健二
 - 高齢者の住宅保障問題 小泉 英雄
- 国際・国内動向 ● ■ ILO「旅館・飲食店に関する条約及び勧告」について 大木 寿
- 混迷のソ連労働組合運動 小林 勇
 - 過労死をめぐる国際世論の形成
— 過労死弁護団の国際活動から — 川人 博
 - 公立学校共済組合の「証券不正事件」について 中ノ目新治
 - 男女雇用機会均等法をめぐる最近の動き 坂本 福子
- プロジェクト
研究部会報告 ● 「日本の団体交渉制度—その実態と改革方向」プロジェクト 高橋 祐吉
村木 正
- 討論のひろば ● 「新『育児休業法』と日本の労働者」を読んで 山田 郁子
- 書 評 ● 鈴木直次 著 『アメリカ社会のなかの日系企業
—自動車産業の現地経営—』 相沢 与一
- 新刊紹介 ● 『フレキシビリティ・今日の派遣労働者』 草島 和幸 / 『旭化成・三菱化成』
塚田 義彦 / 『ナゼ日本人ハ死ヌホド働クノデスカ?』 木下 武雄 / 『めんど
うさいもの・人間』 渡辺 純子

第6号 (1992年春季号)

- 労働時間短縮の日本的障害 藤本 武
- 特集 ● 規制緩和問題と経済民主主義
- 規制緩和問題と経済民主主義 角瀬 保雄
 - 金融自由化と経済民主主義 齊藤 正
 - 公企業の民営化と経済民主主義 桜井 徹
 - 規制緩和と独占禁止法 木元 錦哉
 - 労働市場と規制緩和問題 斎藤 力
- 国際・国内動向 ● ■ 「企業中心社会」に国際的な批判
——全労連「日本的労使関係」シンポジウム—— 加藤 益雄
- ガット・ウルグアイ・ラウンドと農産物貿易の「自由化」
——米の輸入自由化を中心に—— 河相 一成

- 「ソ連」労働組合運動の激動……………小林 勇
- 過労死と国際人権法……………上柳 敏郎
- 92春闘への取り組み……………寺間 誠治

プロジェクト

- 研究部会報告 ●賃金・最低賃金問題研究部会……………牧野 富夫

- 討論のひろば ●国際活動のあり方について……………深井 龍雄

- 書 評 ●木元進一郎編著『激動期の日本労務管理』……………芹沢 寿良

- 新刊紹介 ●『地域再構成の展望』戸木田嘉久／『社会保障の基本問題』工藤 恒夫／『現代英国労働事情』富沢 賢治／『日本は幸福か』鴨田 哲郎／『講座・日本の保健・医療』(全5巻)蒔 昭三

第7号(1992年夏季号)

- アメリカの医療問題—大量の無保険者問題を中心に—……………日野 秀逸

特集 ●東京一極集中と労働者・住民生活

- 東京一極集中問題を検証する……………小沢 辰男
- 一極集中下における首都圏自治体の財政と住民生活……………三輪 三龍
- 一極集中と千葉県民への影響……………鈴木 正彦
- 土地・住宅問題と長時間通勤……………坂庭 国晴

- 国際・国内動向 ●韓国労働組合運動と民主化闘争……………小林 勇
- イギリス総選挙と労働組合運動……………宮田 光雄
 - 雇用平等の最前線—女性労働問題研究会・国際シンポジウム—……………桜井 絹江
 - 労働基準法等見直しの動き……………杉下 年
 - 国民のための民主的運輸行政をめざして……………中村 啓市

プロジェクト

- 研究部会報告 ●不安定就業問題研究部会……………加藤 佑治

- 討論のひろば ●本当の数字は—92春闘と「隠しベア」—……………塚田 義彦

- 書 評 ●松林和夫 著『労働権と雇用保障法』……………江口 英一

- 新刊紹介 ●『台湾の土地政策—平均地権の研究』鈴木 浩／『現代資本主義の生産力構造』北村 洋基／『天皇制と日本の経営』長谷川 廣／『大銀行のわれら闇を照らす』松岡 勉

第8号(1992年秋季号)

●PKOと国際動向

- 大国支配強化への「軍事的貢献」——カンボジア派兵は突破口……………津田 達夫

特集 ●欧米労働運動の現段階

- イギリス労働運動の現段階……………森原 公敏
- 2000年にむけたドイツ労働組合の課題……………布川日佐史
- フランス労働組合運動の現段階……………小林 勇
- イタリア労働組合運動の新動向……………斉藤 隆夫

- 現代アメリカの労使関係と労働組合運動……………平尾 武久
——自動車産業を中心として——
- 国際・国内動向 ● ■アジアの女性労働者 — その組織と課題 ……………広木 道子
■日立女性の昇進・賃金差別事件について ……………坂本 福子
- プロジェクト
研究部会報告 ●男女平等社会をめざす賃金・生活費・生活時間調査……………女性労働研究部会
- 討論のひろば ●年金改悪世論づくりが走っている……………公文 昭夫
- 書 評 ●土居英二著『政策科学と数量分析』……………稲葉 和夫
- 新刊紹介 ●『労働改革と労働運動』大場 秀雄／『現代アメリカ合衆国論』中本 悟／『イギリス女性運動史』奥田 伸子／『横浜・弁護士一家拉致事件』上条 貞夫

バックナンバーの申し込み（各1000円、送料240円）、および定期購読の申し込み（年間4000円、送料込）は、巻末ハガキにてどうぞ。折返し、請求書、振替用紙を同封して送付します。

次号No.10（1993年春季号）の主な内容

〔巻頭論文〕

ヨーロッパにおける労働問題の現段階

佐々木 建

〔鼎談〕

今日の世界と日本経済の動向をどうみるか

関 恒義

熊野 剛雄

米田 康彦

（題はそれぞれ仮題）

☆

☆

☆

発行予定日 1993年3月15日

編集後記

巻頭論文の「バブルと現代資本主義経済の特質——日本を中心に」は1980年後半の金融自由化・国際化の急展開の下で発生したバブル経済の原因、資本主義経済におけるその意味、資本の戦略とのかかわり、その破綻過程で大きな役割をはたした銀行資本の問題などに切り込んだ、興味深いものである。

特集は、政府・独占資本が推し進めようとしている労働法制の「再編」をとりあげた。今次の「再編」の方向は、年単位の変形労働時間制の導入や、ホワイトカラーの労働者保護法からの放逐、労働基準法より労組合意の優先、さらに女性労働者の深夜業の制限解除、労働者派遣法の改訂などである。諸論文は、労働法制から労働者保護を切り捨てるような「再編」の方向についての総括的な批判である。

国際・国内動向はロシア資本主義化の現状、ドイツ統一と労働組合問題、看護婦問題をとりあげた。いずれも、現在焦点となっている問題である。(M.F)

労働総研クォーターリー 第9号 1992年12月15日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114 東京都北区滝野川3-3-1

ユニオンコーポ403

TEL 03 (3940) 0523

FAX 03 (5567) 2968

印刷 有限会社 なんぶ企画

頒 価 1 部 1,000円(郵送料240円)

定期購読(年4冊分) 4,000円(郵送料含む)

振 替 東京4-191839

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.9 Winter Issue

Contents

- * Bubble and Specific Features of Capitalistic Economy of Today
 — With a Focus on Japan Kenji Imamiya
- Special Article: "Reframing" of Labor Legislation and Protection of Workers**
- * Retrogressive Revision of Labor Legislation Shigeaki Matsui
- * Crisis of Workers' Protection Law Naoki Nishimura
- * Characteristics of Current Employment and Unemployment Trends
 and Protection of Workers Takashi Uchiyama
- * (Material) "Report of Research Group on the Labor Standards Law" "Position of Zenroren"
- Information at Home and Abroad**
- * Realities of Russia Making Head for Capitalism. Norio Horie
- * Will German Unification and Recession Emasculate
 Trade Union Movement? — IG Metal Fighting against Attacks Masuo Katoh
- * Struggle of Nurses Driving the Government into a Corner Ikuo Hori
- Report of Project and Study Groups**
- * Study on Hours of Work Kuniyuki Matsuo
- Forum**
- * International Activities by Trade Unions Shobei Shiota
- Book Review**
- * "Western Women's Life Cycle and Part-time Work" by Kiyoshi Mitomi Kinue Sakurai
- Introduction of New Publications**
- * "Deregulation and Economic Democracy" supervised by Yasuo Kakurai
 and compiled by Rodo Soken Shinsaku Sakata
- * "Educational Situation in South Korea" by Takeshi Ohtsuki Yasuko Ikeda
- * "Period for Promotion of Women" by Assoc. for Recording
 the Trial on Women's Promotion Tokiko Nakamura
- * Table of Contents (RODO SOKEN Quarterly Nos. 5-8)

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403
3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo #114
Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968